

平成28年 第2回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

平成28年6月13日 開会

平成28年6月15日 閉会

美 深 町 議 会

平成28年第2回定例会
美深町議会会議録
第1号（平成28年6月13日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第3号 平成27年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第28号の提案説明
- 第 8 議案第29号の提案説明
- 第 9 議案第30号の提案説明
- 第10 議案第32号乃至議案第34号の提案説明
- 第11 議案第35号の提案説明
- 第12 議案第36号の提案説明
- 第13 議案第31号の提案説明
- 第14 報告第4号 委員会報告（総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から
所管事務調査の報告）
- 第15 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 長岐和彦君 |
| 3番 和田健君 | 4番 中野勇治君 |
| 5番 荒川賢一君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 岩崎泰好君 | 8番 諸岡勇君 |
| 9番 齊藤和信君 | 10番 南和博君 |
| 11番 倉兼政彦君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	川端秀司君
農務課長	草野孝治君	建設水道課長	杉本力君
会計管理者	吉田克彦君	総務グループ主幹	小林一仙君
企画グループ主幹	中江勝規君	生活環境グループ主幹	後藤裕幸君
税務グループ主幹	山崎義典君	保健福祉グループ主幹	小野勇二君
農業グループ主幹	桜木健一君	建設林務グループ主幹	中林秀文君
水道住宅グループ主幹	南坂陽子君		

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	玉置一広君	教育グループ主幹	大堀裕康君
幼児センター長	藤原裕子君		

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎敬雄君	事務局長	草野孝治君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	羽野保則君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	羽野保則君	事務局係長	神野勝彦君
------	-------	-------	-------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名全員です。定足数に達しておりますので、只今から平成28年第2回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において1番小口君、2番長岐君の両君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

今定例会の会期は本日から15日までの3日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。今定例会の会期は本日から15日までの3日間と決定致しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせませ

事務局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。

閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員会の活動につきましては、別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。1つ、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択についての要望書。1つ、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書。1つ、商店街活性化事業（プレミアム商品券販売事業）に対する助成についての要望書の3件であり資料として配布しております。

次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。

町長から専決第2号美深町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正についての専決処分、専決第3号損害賠償の額の決定、専決第4号平成28年度美深町一般会計補正予算（第1号）、専決第5号損害賠償の額の決定、専決第6号平成28年度美深町一般会計補正予算（第2号）、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社美深振興公社及び株式会社アウルに係る経営状況を説明する書類。代表監査委員から、平成28年4月及び5月実施の例月出納検査の報告書の7件はお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの、条例の一部改正3件、補正予算1件、規約の変更3件、工事請負契約の締結2件、報告1件の合計10件。議会側提出のもの、委員会報告の1件です。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますが、一部訂正がございます。本日出席となってございました保健福祉課長が欠席となっておりますのでご了承をお願いいたします。

最後に、今定例会の一般質問の通告について申し上げます。一般質問通告者は荒川議員、他2名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言が求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 行政報告3件を申し上げたいと思います。まず1件は、平成27年度各会計決算の概要について。2つ目は今春の農作業状況、6月1日現在の農作物の生育状況等について。3つ目は清水地区農作業準備休憩施設の火災についてご報告を申し上げたいと思います。

それではまず、平成27年度的美深町各会計の決算概要を申し上げます。一般会計でありますけれども、国の地方創生にかかる交付金など、これらが増加した一方で大型の施設整備が平成26年度に完了し、予算規模は前年度より縮小する結果となりましたが、一般財源の確保が大変厳しい財政状況に変わりはなく、これが執行に当たりまして計上経費の節減に努めながら諸事業の推進に当たって参ったところであります。歳入では町税は3億

8, 428万8, 000円で前年並みでありましたけれども、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は32億3, 172万8, 000円と前年比で9, 500万円増加となっています。また平成27年度から28年度へ繰り越した事業は3事業で、1億7, 010万円で、これらの一般財源は8, 085万円となっております。なお、繰越事業の明細については、別途、報告第3号で説明を申し上げたいと思っております。この結果、歳入52億7, 582万円、歳出48億234万3, 000円、差し引き4億7, 347万7, 000円の黒字であります。ここから、翌年度繰越事業の一般財源を考慮した実質収支額では、3億9, 262万7, 000円であります。この決算剰余金に係る基金への積み立てについては、公共施設の整備・改修に備えて、公共施設整備基金等に積み立てることといたします。なお、積立額は1億9, 700万円を予定しており、残る1億9, 562万7, 000円は一般財源として28年度へ繰越することと致します。

次に、国民健康保険特別会計について報告を申し上げます。国民健康保険につきましては被保険者が年々減少傾向にあり、保険給付費においても高額患者等の減に伴って減少をしております。これによりまして平成27年度の決算は、歳入5億1, 232万1, 000円、歳出5億931万6, 000円、差し引き300万5, 000円の黒字となっております。このうち160万円を基金へ積み立てて、残りの140万5, 000円を翌年度繰越とすところであります。国保財政調整基金の年度末、3月31日現在でありますけれども1億2, 138万1, 000円余りとなりました。

次に、後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。この特別会計の主な事業は、保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付等でございます。後期高齢者の被保険者数、保険給付費において国保とは逆に増加傾向となっております。平成27年度の決算額は歳入・歳出ともに7, 391万5, 000円となっております。

次に介護保険特別会計について申し上げます。第1号被保険者数は前年度比0.39%減少し、要介護・要支援認定者数は前年比3.09%の増加となりました。要介護認定等を受けた介護サービス受給者に係る保険給付費については、前年度と比較して0.68%の増加となったところであります。平成27年度の決算額は、歳入5億1, 495万5, 000円、歳出5億663万6, 000円、歳入・歳出差し引き831万9, 000円を平成28年度会計に繰越したところであります。介護給付費準備基金の年度末現在高は5, 944万7, 000円余りとなっております。

次に、北部簡易水道事業特別会計について申し上げます。平成27年度については機械設備等の計画修繕を中心に行い、安定した水の供給に努めて参りました。決算額は、歳入・歳出ともに3, 238万8, 000円で一般会計からの繰入金は1, 303万5, 000

円となっております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成27年度は公共下水道事業長寿命化計画に基づく工事実施設計、管渠長寿命化計画の策定と、これに基づく管渠の調査・清掃を実施し、施設整備の計画修繕などを行い、保守管理に万全を期すとともに、環境・公衆衛生の充実に努めて参りました。決算額は、歳入・歳出ともに2億4,698万7,000円で一般会計からの繰入金は1億8,061万1,000円となっております。

最後に、中央簡易水道事業会計について申し上げます。中央簡易水道事業につきましては、水の安定供給、経営効率化に努めた結果、収益的収支で2,097万4,000円の純利益が生じました。また資本的収支では3,518万4,000円の不足が生じましたが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんした結果、翌年度繰越現金は3億861万3,000円となっているものであります。以上が各会計の決算状況の概要でございます。

次に、農作業状況と6月1日現在の農作物の生育状況について申し上げます。まず気象経過でありますけれども、今年度は積雪が平年より多く、融雪期の遅れが心配されましたが、3月下旬から4月上旬にかけて気温が高く推移し、融雪期は、ほぼ平年並みとなりました。融雪後も気温が高く、4月下旬から5月上旬にかけては降雨が少なく推移してまいりましたが、5月末から6月上旬にかけて降雨、低温が数日続くなど、気温の変動が大きい天候でありました。農作業の状況でありますけれども、融雪後の気温が高く推移したため、圃場の渴きは順調に進み、水田・畑地ともに耕起作業は平年並みに進みました。移植・植え付け作業についても、馬鈴薯は平年より3日早く植え付け作業が終了、小豆のは種作業についても、昨年より4日早くなっております。その他、てん菜や水稻移植は、ほぼ平年通り進み、南瓜等の一部野菜を除いて農作業は終えておりますが、初冬まき小麦については低温等の影響により、一部の圃場において23.5ヘクタールほどでありますけれども、まき直しが行われているという状況でございます。生育状況であります6月1日現在でありますけれども、水稻については、活着は平年並みですが、苗が徒長傾向であったことに加え、移植後の強風により一部圃場では葉先枯れが散見されております。しかしながら生育は回復しつつあるとみております。その他、畑地では順調に推移していますが、てん菜の一部で移植後の強風や少雨の影響を受け、植え傷みが大きい傾向であります。現在、回復傾向ですが、植え傷みの大きい圃場では生育の遅れが散見されております。初冬まき小麦については5月の小雨の影響により、昨年よりも背丈が短く、莖数も少ない傾向となっております。幼稲形成期は例年より3日ほど早く、圃場間の格差がありますが、平年並みに出穂期を迎える見込みであります。アスパラガスについては露地物の出荷初めは昨年よ

り6日遅い5月17日でありましたけれども、5月中旬以降の少雨の影響で萌芽数が少ない状況となっております。ホワイトアスパラガスは、気象の影響を受けにくく、安定した収量を確保できており、今年度は昨年より早い、4月4日から出荷が始まり、6月中旬までの収穫の見込みであります。恩根内放牧場への入牧については、牧草の生育状況もよく、5月26日に取りあえず終えたところであります。放牧頭数については6月8日現在、乳牛・肉牛・馬の総数で305頭となっております。以上が農作業の状況、更に生育状況であります。

清水地区農作業準備休憩施設の火災でありますけれども、去る5月4日、水曜日発生いたしました。この施設につきましては、北海道が事業主体となった道営中山間地域農村活性化総合整備事業で吉野・報徳地区とともに建設された後、平成5年5月21日に当町が譲渡を受けた施設であり、清水地区の集会施設として活用されて参りました。焼失した前日の5月3日正午ごろから、清水水道事業組合の総会、更には清水地区の総会が行われ、午後4時ごろ散会したとのことでありますが、その際にストーブの消し忘れと換気扇の消し忘れがあったと、後の警察及び消防の現地検証で判明されております。火災はストーブの過熱が原因とされておりますが、4日の午前1時ごろ発生した模様であり、午前4時ごろ新聞を配達していた方が通りかかり、付近消防への通報があったものであります。発見時には屋根が焼け落ちた状況であり、消防が駆けつけたときには全焼した後の状況で、午前5時の鎮火となっているわけであります。消失した建物は、木造平家、床面積82平方メートルであり、当時の建築費用は1,854万6,000円、町負担が370万9,200円、施設の管理は恩根内自治会長を指定管理者と定め、平成28年度から平成32年までの5年間の協定を結び、年間13万6,000円の指定管理料を支出しているところであります。5月6日には、指定管理者の恩根内自治会長ほか役員が役場に来訪され、経過の説明などお詫び、始末書の提出があったところであります。当該地区では現在3戸が対象となりますけれども、世代の交代や後継者探しも行っているところであり、また、これまでの集会施設があったということもありまして、小規模施設の再建を検討していただけないものか、とのお話を伺っているところでありますが、施設の必要性については、今後、自治会や地域の意見・要望等を踏まえながら検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、行政報告として3件申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の町長からの行政報告にお尋ねの向きがあれば発言を願います。

ありませんか。別段、質疑がなければ本件報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 報告第3号 平成27年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について行います。提出者の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案書の最終ページの方になります、31ページ、32ページに報告書が記載になっております。

報告第3号 平成27年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。

平成27年度美深町一般会計予算の繰越明許費について別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせて頂くものであります。詳細については最終ページ、次のページをご覧いただきたいと思っております。3本の事業でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、事業名、都市間交通確保対策事業。金額については3,033万6,433円、このうち翌年度繰越額3,000万円とするものであります。財源については一般財源でございます。2本目、情報セキュリティ強化対策事業。金額については5,800万円全額を繰り越しさせて頂くものでございます。いただいた物でございます。財源につきましては未収入特定財源1,065万円、補助金でございます。残り4,735万円につきましては一般財源。3本目、地域創生加速化事業。金額については8,210万円、これも全額でございます。財源につきましては、未収入特定財源7,860万円これにつきましては交付金事業、交付金でございます。残り350万円につきましては一般財源でございます。金額合計1億7,043万6,433円。翌年度繰越額1億7,010万円。財源につきましては未収入特定財源8,925万円、一般財源につきましては8,085万円となるものであります。以上、平成27年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） 報告第3号について質疑を行います。ありませんか。別段なければ本件報告済みといたします。

◎日程第6 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 一般質問を行います。一般質問の通告者は3人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分といたします。ここで議長から発言者のみなさんにもお願いをいたしますが、最後に、どなたに質疑をしているかきちんと明記をしてください。議事録の関係上お願いをいたします。それでは通告の順序に従って発言を許します。

5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 質問の前に本年、4月14日、熊本地震で大きな被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げますとともに、行方不明の方々の捜索、今後の復旧活動をお祈り申し上げます。項目、行政、件名、防災対策について質問をさせていただきます。本町は比較的災害が少ない地域であります。日本列島の様々な自然現象を見ますと、我が町でも万が一に備え、今まで以上に防災、減災に取り組む必要があるのではないかと考えます。近年の気象変化などによる暴風雨・暴風雪など町民の生命・財産に直結する被害に対して、迅速かつ的確な初動体制の構築や応急対策の実施が何より求められるわけでありますので以下についてお伺いをいたします。1点目、防災担当者職員のみならず、職員1人1人の危機管理意識の情勢等はどのように取り組んでいるか。2点目、東日本大地震から5年、昨年東日本の豪雨、本年は熊本地震と大規模な災害には多くの関係機関の関わり、それに伴う調整等が複雑になっておりました。これらを想定した場合、効果的な流れで関係機関との連携の検証を実践できるのか。3点目、迅速な初動体制の構築のため、職員の防災や防災関係者機関との実践的な防災訓練のあり方、更に応援締結企業との連携による物資の供給等の実践練習の実施など今後、行う計画はあるのか。4点目、道内には8箇所の活断層があり、更に見えない断層も散財すると聞きます。地震の影響もさることながら、過去のデータから水害・火災・台風、更に頻繁に続く大雪・暴風雪が懸念されます。3月の議会でもお聞きしましたが、平成15年以来製本されていない洪水ハザードマップの全戸配布はいつまでかかるのか。5点目、町民に周知する方策としてハザードマップは重要な書類と考えます。各自治会への防災対策の指導、自主防衛組織との共同、子供たちを含め幅広い年齢層を対象にした防災教育の実施、災害に強い地域づくりを目指した取り組みを進める考えはないか。6点目、緊急時における停電の発生も予想され、防災無線が使用できない場合の町民への周知方法はどのように対応するのか。以上、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、荒川議員から防災対策について6点のご質問を頂いたところでございます。順を追ってご答弁を申し上げたいと思っております。まずはじめの職員の危機管理の情勢等についてでありますけれども、万が一、災害が発生した際は被害を最小限にとどめる、その拡大を防止するために町防災関係機関及び事業所、地域住民等が連携して防災措置を講じる、一体となって災害に立ち向かうことが必要かと考えているわけであります。その際、対策の中心となるのが災害対策本部であり、職員によって構成をされるわけであります。その時の災害の状況に応じ、非常配備の体制をとり、情報収集や関

係機関との連絡、現場の対応を行って参るものであります。災害対策本部では、時間の経過とともにその先を予想し、状況に応じ、最適な判断を行い、それぞれ配置された職員が本部の指示によって動く体制となるわけであり、しかし、大規模な災害に見舞われた場合には、必要な対応ができない場合が多いと考えるところであり、危機管理意識を持つというよりは、災害に対する対応をどのような手順や方法を用いて迅速に進めるか、ということであると考えているわけであり、町では、非常災害時の勤務体制については、規則を定め、毎年、職員全員に周知するとともに、開発局や上川総合振興局との情報伝達訓練を行うなど、訓練を通して対応の迅速化に努めているところでございます。2つ目の大規模災害の関係機関との連携、実践をできるのかということでもありますけれども、大規模な災害は色々な場合が想定されるわけでもありますけれども、震災や豪雨の発生時には、通信の途絶や庁舎の被災等により被害状況の把握や報告、発信等への支障が多く発生すると予想され、災害対策本部と関係機関、現場が連携を取りながら災害対策を行うには非常に難しい課題であると認識をしております。こうした事態に関係機関と密接な連携を取り合うため、トップと言いますか私とのホットラインも整備させていただいているわけでありまして、これは開発建設部長更には上川総合振興局長、更には気象台長等とのホットラインも出来上がっているわけであり、美深町においてはこれまで幸いにも大規模な災害に見舞われることが少ない状況でありましたが、近年の異常気象を踏まえると天塩川の増水・氾濫による洪水が最も起こりえる災害と考えているわけであり、今年度は上川北部市町村と北海道上川支庁、更には開発建設局が主体して名寄市において天塩川総合水防演習を実施し、出水に備え水防技術の向上と併せて水防機関の密接な連携を深めるよう、関係機関の訓練も行うところであります。3つ目には迅速な初動体制構築のための実践訓練の計画はあるかのご質問であります。これまでも申し上げましたように、災害時の情報伝達など一定の訓練を重ねているところでありますし、必要と考えています。一方、避難誘導や避難所での医療の提供、応急手当などの具体的な実践訓練については、容易に実施できるものではなく、担当部署がそれぞれ職場の中で災害時の対応について意識を深めていかなければならないと考えているところであります。近年、各地で発生する大規模災害では避難所の対応や救援物資の配布、復旧対策など想定していない問題が発生する事態が見られます。様々な事態をシュミレーションした訓練によって職員をはじめ連携する関係機関や町民が経験を積んでいく必要性を感じているところでもあります。次に、4つ目であり、洪水ハザードマップの全戸配布の時期はいつかということになります。洪水ハザードマップの更新についてはこれまでも再三、議会などからご指摘を受けてきている状況であるわけであり、このたび更新作業を只今、終えておりまして、印

刷・製本の段階となっていたところでありますけれども、北海道から掲載する内容に土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区のデータ掲載を求められております。また一部避難所の焼失もあって再度、修正・製本作業を進めているところであり、しかしながら間もなく配布できると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。5番目の防災対策の指導、自主防災組織との協働、防災教育等でありますけれども、各自治会への防災対策の指導、協働や防災教育の実施など災害に強い地域づくりを目指した取り組みでありますけれども、これまでも述べていますが災害に強い地域づくりのためには公助に加えて、町民1人1人が自ら身を守る自助、地域や身近なもの同士が助け合う共助、この取り組みが不可欠であり、災害の規模が大きくなればなるほど、これらは重要と考えています。平成17年度以降、自治会を対象とした水防避難訓練を4つの自治会で行い、更に防災情報端末機を活用した住民避難訓練を3自治会で行っていますが、いざという事態に住民が混乱なく対処できるよう機会をとらえて訓練や教育を積み重ねて参りたいと考えております。更に停電や防災情報端末機が使えない場合の周知方法でありますけれども、停電時で防災情報端末機が使えない場合にどうするかということでもあります。全戸に一斉に情報伝達するには情報端末機は非常に有効なわけではありますが、使えないと、こういうときには今、作成中のハザードマップにも記載しているわけでありますけれども、役場からの非難の呼びかけなどの情報伝達の手段として、ラジオですとかテレビですとか更には町の伝達員ですとか広報車、これらの有効な対策を持って進めたい。また、停電の際にも消防からの伝達員ですとか広報車でそういう事を密にしまいたいと考えているわけであります。以上、防災対策について6点ほどの質問がありましたが答弁を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 行政側の備えとして非常食、生活用品等の防災グッズというのはどの程度準備されているのか。担当の課になりますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それぞれ毛布ですとか、マットレスですとか、一部のカンパン等々については消防等に用意をさせていて、それについては後ほど調べまして報告させていただきたいと思っておりますけれども、その他の機材等についても、それぞれの場所に備蓄、用意しているような状況で、数字については今、手元にありませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） ハザードマップの件についてお伺いをいたします。今、作成中ということですが保管場所、避難場所、老朽化ですとか浸水の恐れですとか、その

点、その辺の安全確認をした上での掲載ということでご理解してよろしいかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 前回から指摘されている恩根内地域ですとか、そういうところもありまして、ただ高いところに避難というような表現も過去あったわけでありまして。具体的に一時的にはどうするのかと、災害の規模によってどうするのかということも考えながら避難場所等々についても考えてハザードマップに記載をする方向で今、調整中でありまして。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 併せてハザードマップは、本町、高齢化が進んでおりますので高齢者それから福祉関係、病院等、ご理解できるような分かりやすい判断の下で内容になっているのか、その辺も合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご指摘のように非常に見づらい部分ですとか、その辺のことも整理しながら作ったつもりでおります。更にはハザードマップを作って各家庭に配布しても、なかなか安心な街なものですから、ともすれば、しまい込まれたりする傾向があるわけで、できることならば、どこかに保管をするというか、掛けるといいますか、穴でも開けて紐でもつけて固定の場所、各家庭でそういう段取りができるような工夫も今回したいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 非常食、備蓄品の関係ですが2段階を想定して準備するのが備蓄の基本的な考えと聞いております。災害発生時を乗り切るためには水、栄養価の高い非常食を備えることが必要との事ですが、これらの事はやはり各家庭で防災対策の備えとしてやるべきものと考えておりますが、この辺の周知をどのように今後していくか。その辺のお考えはないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 各家庭で一定の防災対策の備品といいますかそういうものを用意していただけるのは大変ありがたく思っているわけでありまして。ただ行政としては、それぞれ民間の機関といいますか、その協力をいただいて水ですとか非常食ですとか、色々連携があるわけでありまして。そういうことも防災ハザードマップの配布の段階で各家庭がどういった協定が町との関係機関といいますか民間等々と結んでいるかということも明らかになるような配布の仕方をしたいと考えているわけでありまして。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 本年度、文部科学省の予算の中に、学校施設等の避難場所の老朽化対策の推進ということで安全を確保し、質の高い教育活動を支えられるように老朽化への対応を図る目的で、耐震化及び防災機能強化に取り組む予算の計上がされております。今年の3月まで全道では105の避難場所になる可能性が多い小中学校の体育館が色々と整備をされておりました、近郊では名寄・士別・枝幸まで耐震化、更には耐震化ユニットというような形の対策を設けている地域が北海道にもたくさん散財するというような形になっておりますが、本町ではどうでしょう。国の建築法の規定の中では8年間というような形で小中学校の体育館あたりの査定のようなことで聞いておりますが、本町もそのような形で対策をするような、予算等を回すような考えはないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的な検討はしていませんけれども、今の段階ではそういう考え方は持っていないということです。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 防災対策は、これで十分なゴールという事は有り得ないと思いますので、万が一の状況に備えてどう対処すべきかが災害対応の鍵となりますから様々な状況のシミュレーションをしていただきながら対応して頂ければと考えます。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして項目、教育。件名、スポーツ振興による地域の活性化についてお伺いをいたします。地方創生が叫ばれ、本町も人口減少や雇用確保の難しさ、更に高齢化地域となりつつもスポーツ資源を通し、活用することで街の活性化に貢献できるものと考えております。定住・移住が人口を増やすことは簡単ではなく、スポーツが持つ活用要素見る・する・支えることに焦点をあて、土地の特色を生かした交流人口を拡大させることが、本町の四季折々の自然の価値、更に食ブランドとしての需要拡大に寄与する可能性は極めて高いと考えます。昨年3月に行われた全日本エアリアル大会にカナダケベック州の関係者に来町いただきました。道内市町村も2018年平昌オリンピックに向け、合宿誘致の情報が飛び交う中、エアリアル事前合宿の取り組み状況はどうなっているかお伺いをしたいと思います。教育長の所見を伺います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、荒川議員の方から平昌オリンピック等にむけたエアリアル事前合宿の状況等についてご質問をいただきました。今、お話があったとおり交流人口を

拡大していくという部分では非常に大きな意味を持った事業かなと思っています。現在の取り組み状況という事でございますけれども、昨年、カナダの方から関係者に本町に来町いただき、その後、全日本スキー連盟と美深町のエアリアルタレント発掘事業の取り組みに参画いただいております関係者を通じながら平昌オリンピックに向けた事前合宿、それからオリンピック開催前の事前合宿等々、美深での合宿についての招致について、ご協議をいただいているという状況になってございます。特に選手強化育成の関係でカナダチームのご協力をいただいているということがあるものですから、第一にはカナダチームをターゲットにしながらカナダチームを中心に誘致を図っているという状況でございます。色々なチームの中でご相談をいただいている中で、他の国も情報を流しながらそういった可能性を探っているという状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 今年1月、日本振興センターへお邪魔する機会がありまして、関係者と久しぶりに会合を持ち、色々話す機会を得まして、合宿誘致の話、タレント発掘の話などをしてまいりました。その中でJSCから言われたことが、27年度に日本振興センターで主催する会議がございます。地域タレント発掘事業戦略研究会、対象としているのがJSCの連携としている自治体全国で14地域、当然、美深町も入っております。参加費はJSCが全部負担ということになっておりますが、この会が年4回、行われております。うちの町から1度も出席していないと、そういう話を頂きました。過去に始まった当初は、私らを含めて民意の立場でそういう会議を委員会の職員と何度も参加させていただいておりますが、町長も他県のフォーラム等でご挨拶をいただいた経緯もございます。私は全国のそういう地域で一生懸命やっている指導者の意見を聞きながら、そして、何か参考にできないかと。そういうような形で各仲間と色々な情報交換をして、参考にできることは本町に帰ってきて参考にさせていただくというような形で出席をさせていただいておりますが、何故こういう対外的な大事な会議に出席していないのか。委員会自体が町のスポーツ文化に忙しいのであれば、誰か代理人ですとか、出席させる方策があるのではないかと考えますがこれは教育長の判断なのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 基本的には、そういったお誘いについては最大限参加するという基本的なスタンスで取り組んでいるところでございます。お話をいただいた時に色々な日程との関係もあります。それから内容等を含めてJSCさんの方とご相談を申し上げながら参加できる、できないというようなお話をさせていただいている状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 合宿誘致の話と重なりますけれども、そういう東京での会議等に出席した場合に予備日を1日確保したり、JSC関係者ですとかケベックの事務所にお邪魔をすとか、合宿誘致の関係の説明のためにそういう形で費やす時間も必要ではないかと考えます。昨年、お聞きしたときには選手連中にお願ひし、JSC関係者にお願ひをして事前合宿の情報等を提供していますというようなお話をされていますけれども、肝心なところは担当部署がきちんと出向いて、状況を含めて、今こういうところを直していますとかこういう改善の余地がありますとか、それはやはりきちんと伝達するべきではないかと。それが信頼関係を築いていくのではないかという思いがございます。同じく昨年的一般質問の際に関係団体との協力を図りながら環境整備を進めていく必要があるという認識を持たれているという答弁をいただきました。この考えは変わりないですか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） JSC、私も先月お邪魔をしてきました。その関係で合宿誘致等についても今、進めさせていただいているところでもございます。今、海外のチームに対して再度、昨年も色々な情報を出しているのですけれども、その部分を整理してもう一度関係国に出すという準備を進めているところでございます。それから今、ケベック事務所の方のお話もありましたけれども、一昨年、カナダを訪問したときにはケベック事務所にお世話になりながら、それらの状況等についてお伝えしているという状況でございます。ただ、ケベック事務所そのものが合宿誘致に直接つながるということではありませんので、その後の状況等についてはまだお知らせをしていきたいと思っておりますけれども、誘致そのものについては、やはりその競技団体ということになりますのでそういったもの、それから関係者との連携を図りながら進めていくという基本姿勢については、変わりありません。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） あえて言いますと昨年のJSCの会議、内容が事前合宿それから合宿誘致の話が参考になっているということを聞いております。本当に誘致に本腰を入れるのであれば、もし委員会職員が日程等で町のスポーツ文化を中心にやられるのであれば、対外的な接触を他の課でも対応するべきではないかと私は思うのですが、教育長はいかがでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 実際に外国の方からそういった形で事前合宿ですとか、そういった形で来るということになれば当然、教育委員会だけで全て賄えるという問題ではありません。町全体でどういう風にしていくか、そういったことをしっかり協議をして進めてい

ただけならぬと思っております。色んな部分で担当部署だけでやり切れない、そういった部分については全体の中で協議をし、対応をしていくようなことを協議して参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） ご承知のこととは思いますが、スポーツ庁ではスポーツ環境整備事業に施設の整備・推進・促進を図ることを目的に2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催まで幅広い対象事業が屋内外に相当する予算付けがされております。それと今はシーズンオフということになりますので、各国あてにリリースしないと後手に回ってしまうという思いも思っておりますが、その辺、今年度中に速やかにするようなお考えはございますか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） それぞれの外国に対してPRはしていくのかということにとらえてよろしいのでしょうか。先程お話しした通り、平昌オリンピックに向けた部分についてはカナダをターゲットにしながらお話をしているということでございます。そういった状況を見定めながらPRをどういう風にしていくのか。それについては当面、先程申し上げた通り、各国に対してこれは今、JSCの力も借りているところですが、情報を流していくということを今、準備をして、近々流せると思っております。それらの状況を見ながら、次の段階としてどうしていくのか。そういった事を考えていきたいと考えています。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 町の活性化のために今回、例えば平昌オリンピックに事前合宿等に外国から来た場合、その後はまた北京までつながるという考え方を私は持っていますので、スピードアップして迅速に的確に処置をしていただきたいという思いをしております。時間が余りますけれども、以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 補足説明がありますので、山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、災害の備品等々について一部、答弁の補足をおきたいと思っております。町として持っている物、飲料水1,400本、更にアルファ米が800食、更に備品として間仕切りといいますか、そういうものについては22セット。マット等については20セット、毛布等については200枚、食料については役場、更には備品については体育館。これらについては毎年増やしていくような状況で考えている。その他、民間との協定、例えばコカ・コーラさんの水ですとか、そういうものを用意してくれる連携体制等々があるわけでありまして、その他もあるわけで、その他、町、直接ではないのですけれども、我が町、日赤分区、私が分区の分区長でありますけれども、そういうものを

例えば乾パンとかも含めてある状況でありますし、これらはまだまだ足りない部分はあるわけでありまして、民間との連携もあるわけでありまして、とりあえず状況としてはこういう状況になっております。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） わざわざ調べていただきまして有り難うございました。中心的なものは役場庁舎にあるという形になりますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 備品等については体育館にある。そして食料等については役場等々にあると。その他、日赤等についてもそれぞれあると。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 避難場所おそらくハザードマップに数カ所になっていると思うのですが、緊急の場合に多少なりでも毛布ですとか、間仕切りですとか、そういうものを避難場所等に置くという考え方は持っておられないのかどうかを聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 必要であればそれも検討しなければならないと思っていますけれども、災害の状況を見ながら、運送体制といいますか配送の体制等も考えながらその辺は今、集中的にやっていますので役場なり体育館なりに置くのが適当かなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 以上をもちまして終了させていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 5番 荒川君の質問を以上で終わります。

次、1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは1番、小口、一般質問をやらさせていただきます。項目、財政、件名、公の施設の管理体制について。質問の要旨、豪雪に伴う町有施設の概略の被害報告がありましたが、未然の被害防止に係る防止策、管理体制についてお伺いします。体育館前噴水タイル剥離等、改修後、数年での補修が必要な施設の対策等も併せて伺います。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 公の施設の管理体制についてご質問がございました。小口議員から公の施設の管理体制についての大きく2点の質問でございます。1つは豪雪時の被害防止策、管理体制でありますけれども、これは今年の1月から2月にかけての記録的な豪雪、除排雪対策でも苦慮したわけでありましてけれども、非常に集中的な雪だっと思っております。そういう中で、公営住宅などの町有施設において屋根の破損等が多く発生している

わけであります。それぞれの所管、更には委託先などにおいて、平年並みといいますか平年、雪下ろし作業を行ってくれていたなと思っていますけれども、ちょっと調べてみますと1月の降雪は例年の195%ほどで2倍近く、4メートルを越える雪であったと。2月については173%、233センチですか、本当に記録的な豪雪でありまして、これが結果的に例年の対策、平年的な対策では追いつかなかったと。これが破損等に直接的に結び付いたと思っています。実際には、破損した施設等々を点検というか見ているわけでありまして、古い建物が多くて、経年劣化により軒先等に非常に強く加重が掛かると耐え切れなくなってきた、経年劣化等もあったのかなとみております。そういうことを申し上げる訳であります、しかしながら施設管理として充分かと言われれば、やはり言い切れない部分はあるのかなと。色んなことを対応、対処して行かなければ、配慮して行かなければならないと、そういうことを感じているわけであります。次に、この補修をどうするのだと。工事が完成した後、瑕疵ということもあるようでありまして、故意または重大な過失では無い場合については、工事の引き渡し後でありますから、こういうことを求めるのが補修を求める事は難しいと思っているわけであります。補修を請求することはできないと思っているわけであります。具体的に体育館前の噴水タイルの剥離を例に挙げておられますが、これらも破損の原因が果たして工事の瑕疵として特定できる、このように考えるわけにはいかないと。当然、契約で定められた期間内に補修をすることができるわけでありまして、この瑕疵という部分について、これは工事に禁止するものと判断するには不十分ではないかと考えているわけであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） このあと議案31号の補正予算でこの被害、雪害による被害の施設等は説明があろうかと思っておりますけれども、傍聴の方もおられますので、どれぐらい被害があったかおそらく解っていないと思っておりますので、概略で良いですから今年の雪害に対する公の施設の被害状況を簡単に教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町有施設の関係について、補修予算に持っているもの、更には河川災害等もありますし、更に融雪災害もあるわけでありまして、申し上げます。南の改善センターの関係で、これは工事をやるものですから塗装等も追加してやるわけでありまして、損害額は150万円程度と抑えていますけれども、今、言いましたように塗装等も合わせて実施するというのでありますので260万円ほどの予算と見ております。

○議長（倉兼政彦君） 町長、被害の箇所だけの質問ですから。

○町長（山口信夫君） 被害の箇所については今、申しました南の改善センターの他に公営住宅、更に町有住宅、職員住宅、堆肥場の管理棟、更に伝承館、仁宇布小中学校の校舎等々ありまして16棟ほどになるかと思っております。その他、町の管理河川が2箇所ほどあるわけでありまして、町の側溝等もあります。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私が考えるには、平年の積雪の量を1.5倍以上が、過去にもない位の量があったというのは理解しております。ただその今、言った件数が同時刻にあったわけでもないだろうと思うのですよ。やはり蓄積された構造の劣化の程度によってだんだんいったと思われるわけですが、これは担当課の方で見回り等はどのように、破損が起きない未然防止のためにどのような見回り体制を引いているかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的な事は別にして雪の降り方が今年は例年より多いわけですから、相当気にしながら、気になった箇所をそれぞれ、今先ほど1.5倍と言うような話でしたが、先ほど2倍近いと説明をしたつもりですけれども、それも集中的に降っているような関係でありますし、その地帯、その地帯、その地域といいますかその場所といいますか、雪の降り方が色々違いますので、その辺のこともご理解いただきたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） ちょっと意見が噛み合わないのですけれども、道路で言うと巡回ですとか結構やっていますよね。崖崩れはどんな状況だとか。建物にも同じことが言えるのではないかなと。これだけ豪雪だと認識があるわけですから、降った後はどういう風になっているか、見回り体制はどうなっているのですかという質問ですので、そこをお応えしていただきたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 例年より見回りをしっかりやっているということです。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私は見回りをしっかりやってこの件数というのは、あまりにも多すぎるのではないかと。何をやっているのだと腹立たしい、怒りさえ覚える今回の補正の内容だと思います。それでは、管理体制ですから私も事故があったところを見回って、写真も撮り、色々初めて行った施設もありました。老朽化も解りますけれども、例えば公営住宅等は代表の管理人が1棟には1名ないし2名ですか、いるようなお話もありました。

そこら辺の人との情報の共有はどうなっているか、まず聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 情報の共有といいますか、当然、維持管理・委託といいますかお願いしている部分も含めまして、そういう情報の交換をさせていただいているわけでありまして。見回り体制をしっかりある程度しているわけでありましてから、早い時期にといいましてか災害が起こった後に早い時期と言ったら、また叱られるかもしれませんが結果的にはそんなに遅くならないで、今、整理をしながら、このようなお願いといいますかお詫びを申し上げているわけでありまして。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 美深温泉等も見て回ったのですけれども、公園施設等も回ったのですけれども、中島というのですか温泉まで行く端の部分もタイルか数年前から剥がれてひどいなと思っていて、どのように改善されたか見てきましてけれども、せっかく温泉に入るところの端にしては草がボーボーですとかパークゴルフ場のパークゴルフ、温泉にあるパークゴルフ場ですけれども、すれちがうところのコース、打った球がお客さんに当たったりしたという話も聞いていますから、どのようなことになっているか見てきましたけれども、あまり改善がされていないと。それと1番の目玉かもしれないですけれども道の駅のアウルのふくろうの2匹の銅像というのですか、モニュメントというのですか。その下にその謂れを書いた石碑みたいのがあったのですが、全く何が書いてあるか、御影石なもので墨が取れて全く見えないと。これは指定管理やら何やら、これから入ってきますけれども管理体制ですから、そこら辺の見回りですとか、公共の建物の見回りですとか、決して充分とは言い切れない部分があるのではないかと思いますけれども、町長は何度にもなりますけれども充分だという認識かどうか敢えてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 決して、充分だという表現を使ったつもりは毛頭ございません。ご指摘のようにあちこち不十分なところがいっぱいあるのかなと思っております。更に気を引き締めて職員一同努力して参りたいと思うわけでありまして。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは、2番目の行政に入らせていただきますけれども、指定管理者制度について、施設としては①コミュニティーセンター②給水施設③その他の施設に大別されますが、特に森林公園美深アイランド、ほっとプラザ☆スマイル等に関し、より快適な運営、サービスに向けてどのように住民要望を捉えているのか。また、改善に向けての指導をどのように行っているのかをお聞きします。併せて、業務委託の考えについ

ても町長の所見をお伺いします。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 指定管理に係る関係でありますけれども、公の施設の、より効果的・効率的に管理を行うため民間に管理の能力を発揮してもらおうと。いってみれば適切な管理をする仕組みを整備し、サービスの向上や経費の節減等を図ることとすると。これが指定管理の制度の趣旨でございますけれども、そういうことで美深町においても平成16年6月、美深町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を定めて、これまで委託管理を行ってきたわけでありまして。平成17年から指定管理の制度を導入している状況であります。指定管理者の選定におきましては、それぞれ指定管理者選定委員会において申請者からの事業計画を確認しながら、サービスの向上、経費の縮減、更には住民の声が反映される管理などの項目について審査をし、必要に応じて意見を付して選定してきている所であります。非常に心配をかけております森林公園アイランドについては、制度開始の平成17年4月から美深振興公社を指定管理者として、びふか温泉をはじめ、ふるさと館、チョウザメ館、キャンプ場などの施設の一体的な維持管理を行ってもらっているわけでありまして。ご理解いただいていると思っておりますけれども、あくまでも施設の維持管理に関する指定管理であり、営業に関する部分等々については、これは美深振興公社自らが行うものでありますので、その分については指定管理と考えていないわけでありまして。ほっとプラザ☆スマイルの関係でありますけれども、開所時の平成25年4月から第2自治会を指定管理者として管理運営を行っているところで、いずれの施設にしても、住民要望が色々あるわけでありまして。これらについては施設の窓口を含め、管理者である美深振興公社あるいは第2自治会への要望と、役場担当課への要望、それぞれあるわけでありましてけれども、それぞれこれらについては、それぞれの指定管理者と協議する中で対応しているという状況でございます。施設の改善等に伴うものについては簡易なものについては指定管理者において指定管理料の範囲で対応していただいております、大規模な修繕ですとか改修などの場合は町において予算措置を図りながらそれぞれ改修に応じているところでございます。今後とも指定管理者制度を活用しながら、施設の管理運営を行い、サービスの向上、経費の節減等について継続して努力していきたいと考えているわけでございます。以上であります。

○議長（倉兼政彦君） 小口君にお伺いしますが、最後の質問でありますけれども、業務委託の考えという事は、指定管理を廃止して業務委託にする考えはと言う事ですね。

○1番（小口英治君） はい、そうです。

○議長（倉兼政彦君） その部分を答えてください。指定管理制度を廃止して業務委託に

それぞれの施設にできないかという質問でありました。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的な業務委託の変更を伴うような考え方は現時点では考えておりません。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 考えていないから質問はしづらいのですけれども、例えば自治会館等は、たまには年に数回は貸し館等が発生するのは解ります。ただ冒頭の行政報告でも言ったとおり、経費の節減を旨とするという説明がありましたけれども、私は、自治会館等は指定管理ではなくても管理委託で充分ではないかと。最近、雪害のこともありますしから、なおさらそういう感を強くしているのですけれども、全くそういう考えは無いのですか。指定管理でないとダメだというようなことですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今のところは考えがないという事で、その辺のところを検討する余地があるものだとすれば、ものによっては検討していかなければならない。第2自治会のことを言われたのかなと思いますけれども、色々、あそこはあそこで指定管理としての色々な努力もあるようでありますから、それはそれで評価もありますし、少し困る部分もないわけではありませんし、苦情等もあるわけでありますから、その辺も考えていかなければならない。今のところは契約通り進めていくということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私は先ほど財政の方で質問をさせて貰いましたけれども、なかなか建物関係の維持管理も指定管理者ではできていないのではないかと、というようなことも大変危惧しております。指定管理である以上は、建物の維持管理を任されているわけですから、通常でしたら、管理を任されているのですから責任を持ってその建物の補修・点検等もやっていただいて健全な状態にするべきだと思います。ほっとプラザにしても過去にガラスの国道面の破損。また今回の清水地区の休憩施設の火災、また、南改善センターの軒の破損。ここの辺を含めると、やはり指定管理の役割がうまく機能していないのではないかと私は思っているのですが、あえてもう一度答弁していただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 指摘されるようなことも全く否定するわけではございませんけれども、しかしながら指定管理は指定管理として精一杯努力されているのかなと。そして民間的な感覚の中でそれぞれ非常によろしいといえますか、そういう考え方も入ってきているのかなと思っております、町が直接管理して手間暇をかけていくとなればこれは非常

に手間暇だけではなくて、経費もかさんでいくのかなとこんなことも考えられますので、その辺は一定のまずさと言いますか、そういうものも生じておりますけれどもそういうことを乗り越えて努力して行ってほしいと考えているわけでありまして。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 一般質問を終了させていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で1番 小口君の質問を終わります。

次、7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは只今から、一般質問をさせていただきたいと思いますが、常日頃言っているところでございますけれども、この一般質問は政治の世界に善政を生み出すと。生存競争と私はいつも言っているのですが、そういう形での一般質問を続けてきているつもりでございますので私の意見と相容れない部分もあるのかもしれないですが、しかし、よりよい街づくりのために、この質問に対してどう考え方があるのかということをお答えいただきたいと思っています。最初に、観光に係る関係からお伺いしたいと思いますが、観光資源の整備状況はどう進展したのか。進捗状況と今後の方針と進め方を伺うものであります。ということで、この件については後ほど書いておりますが平成25年の議会の中でも一般質問をさせていただいた同じ中身です。それについて、その時点の回答と今日の回答がどのように、社会変化ですとか状況変化の中で変わってきたのかということをお伺いしたいとお聞きしたいと思っております。美深町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で国の基本目標とする2つ目、地方への新しい人の流れをつくるという項目の中で、美しい自然環境、豊かな地域資源を活かして新しい人の流れをつくる、ということをお伺いしております。その第2項の中で観光資源を活かして誘客促進を図る、という項目の中では具体的な施策として、魅力ある観光地づくりの推進という項目を上げておまして、重要業績評価指数では、観光入り込み数の増加を3%として抑えています。入り込み数の増加に向けた具体的な施策についてお伺いをしたいと思います。美深町の観光資源の現状と課題、課題解決に向けた取り組みの進捗状況についてお伺いするものであります。1つ目は観光協会主催事業のこれらの状況について。以下、教育旅行推進事業、3つ目には物産展示館、双子座館。4つ目には森林公園・美深温泉。5つ目には16滝と冷水、更にはトロッコ王国、美深周辺そして仁宇布地域の現状と課題。そして問題解決策についてお伺いするものであります。大きな2つ目は、将来、観光資源となり得るこの街のダイヤの原石はどのようなものが現時点であり、それをどう捉え、どのように磨きをかけようとしているのか、お伺いするものであります。1つは、天塩川水系に関わるものということでチョウザメ、そしてカヌー、それ

から松浦武四郎のキーワード。それらについて町長の考えを伺うものであります。2つ目は、美深町の歴史と文化とスポーツに関わるものとして郷土博物館あるいは文化ホールと文化活動、更には冬のスポーツ、スキー場などについては教育長に考え方を伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的な項目、町の歴史ですとか、文化スポーツに関わるもの等々については教育長さんから、と考えておりますので、先に教育長さんからと思った部分もあるのですけれども、前段があるものですから、私の方から一括、答弁したいと思っております。まず1つ目の観光協会主催事業の入り込み数の現状と課題解決策等々でありますけれども、観光協会が主催する事業には大きく分けてふるさと祭り事業であるとか、観光推進事業、こういうものがあるわけでありまして。観光客の誘致に関する事業では観光推進事業が中心になるわけでありましてけれども、これらの事業について、ここ数年の入り込み者数はほぼ横ばいになってきているのかなと思っております。その中で、昨年度は本町において任命した町の観光大使との連携で、ラジオ番組でのPR活動ですとか、就任の記念コンサートを合わせた企画ツアーといたしますか、そういうものでありますけれども、これらについては我が町のキャラクターである美深くん、美深ちゃんも出演して、一定の成果を挙げてきたと思っております。ともすれば、現状の課題として観光の空白地帯と言われがちでありますけれども、道北地域において一つの自治体では多くの観光客を呼び込む事は非常に難しいという現実、難しい面もあるわけでありましてけれども、ここへ来て近隣市町村との連携が非常に重要になってきているという考え方があるわけでありまして。そのためには観光協会を中心として道北着地型観光プロモーション推進協議会をはじめ、多くの連携が出てきておまして、それぞれ積極的な持てる地域資源を活かした、それぞれの観光スタイルを提案し、観光客の誘致に取り組んでいるという状況があると思っております。2つ目の教育旅行の推進・現状・課題等々についてこれは平成24年度に北海道観光振興機構のモデル地域として認定を受けながら、北北海道教育旅行推進協議会を組織しながら、教育旅行について研修なり視察メニューなどを作りながら取り組んできた経過があるわけでありましてけれども、具体的には平成25年度から地元の小中学生を対象にしたモニターツアーであるとか、アウトドアの講習会の開催ですとか、農家民泊等の受け入れ実践のほか、名寄市と連携した台湾学生の受け入れ検証を実施しながら、教育旅行誘致の可能性を模索した経過があるわけでありまして。課題としては農家民泊を受け入れできる農家が現状として不足している。居ないということもあまして非常に受け入れが困難ではないのかなと抑えております。当面は、トロッコやカヌーの体験を具体的に受け入れる事業の展開

であるとか、アウトドアガイドの人材育成を図る事業を中心として取り組んでまいりたいと考えている訳であります。ただ、教育旅行の関連では地方創生加速化交付金を今、名寄市、下川町と連携しながら東アジア、特に台湾を開発しながら、学生の受け入れ誘致事業に今年度から取り組むことにしているわけでありまして、その辺について更に一層連携をしながら努力して参りたいと考えております。3番目の双子座館の現状課題、更には森林公園・びふか温泉の現状課題についてはそれぞれ2つの会社の報告書も議会に既に提出させていただいているわけでありまして、アイランド全体では観光客の入り込みという事では、ここ数年横ばいになってきているという状況であります。通過形の観光が主体でありまして、物産展示館においては売り上げの減少が続いているわけでありまして、10年前と比較してみると3割程度落ち込んでいるのではないかとみております。利益のほうは一定程度計上しております、今後においても厳しい状況が続くとはみておりますけれども、それぞれ町の特産品のPRですとか販売を重点としながら観光協会等々とも連携しながら、販売に努力して行く必要があると思っております。びふか温泉の方でありますけれども、売り上げそのものは、近年横ばい的なものがあるわけでありまして、それぞれ道の駅もそうでありますけれども、施設や設備・備品等の老朽化が非常に進んでおりまして、この維持・修繕・更新の経費が非常に膨らんでいるわけでありまして、小型工事的なものは当然、指定管理でありますからこの会社の中でやるわけでありまして、全体的な大型工事等々については町費でもかなりやっているわけでありまして、したがってこれらのことも見ていかなければならないわけでありまして、営業利益が年々減少している状況にあります。したがって、施設の老朽化に今後どうしていくか、これらについて大きな課題があるとみております。しかしながら、創意工夫を図りながら更に一層2つの第3セクターといいますか、2社と協議をしながら経営改善に努力していかねばならないと考えています。項目的には5番目になろうと思っておりますけれども、仁宇布の滝と冷水、トロッコ周辺、仁宇布地区の現状課題、解決の方法ということでありまして、仁宇布の冷水、16滝、トロッコ王国、16滝という言われ方は理解しているつもりでありますけれども、整備しているのはそんなにないわけでありまして、その辺のところをご理解いただいております。直接的に車で滝に行ける場所は、冷水をはじめ5つほどしかないということもご理解いただいております。それぞれに通ずる連絡道路といいますか連絡網といいますか、これらは北海道北部森林室で管理をいただいているような状況であります。これまでもバス旋回のための道路拡張であるとか危険場所の対応としての歩道の修理・改修であるとか道路路盤の改修工事であるとか木橋の整備など一部災害でやられた所もありませんけれども、それらの復旧も含めて観光客

の利便性向上に取り組んでいるという状況でございます。現状として、今のところこれらの林道を拡幅するとか、大きな計画はないようでありましてけれども仁宇布地域、維持管理の観点に立ってこれらの対応策を更にお願いをしてみたいと思っています。トロッコ王国の関係についてでありますけれども、ここ数年1万1,000人を超える入国者数となっているわけでありまして。しかしながら、老朽化も目立っているわけでありまして。そういうことで事業者の方から計画的な枕木交換ですとか、旋回場の拡充ですとかこういうことも求められておりますので、その辺の改善策を講じるための予算も考えているわけでありまして。トロッコ王国においては仁宇布地区の観光施設全般の維持管理業務であるとか、地区の観光マネジメント業務の役割も担っていただいている所でありまして。仁宇布地域の観光振興について観光協会等々と連携を図りながら、事業の推進を一層図りたい、またお願いをしてみたい、こう考えている訳であります。天塩川水系に関わるチョウザメ、カヌー、松浦武四郎などの関係でありますけれども、これらはいずれにしても、今も取り組んでいるわけでありまして、将来にわたる大事な資源だとこのように押さえておまして、ご覧のように天塩川は、全国第4位の川であります。北海道、日本の最北に流れる最北の大河でありまして、これがまさに北海道遺産として登録されているわけでありまして、これはわが町だけではなくて、流域全体の共通の資源・財産であると思っているわけでありまして。日本有数のカヌーの適地、これは全国からも多くの愛好者が川下りを楽しんでいるような状況でありまして、本年もダウン・ザ・テッシェン・オ・ペックが開催されるわけでありまして。これまでも河川管理者である北海道開発局においては、カヌーポートの整備であるとか河川敷の整備など、観光資源としての環境整備等も行っているわけでありまして。その中であって、町内では民間事業者においてカヌーツーリングの案内であるとか、カヌー制作・販売の事業展開も行うとともに、一昨年になるわけでありましてけれども新たなツアーガイド事業者がこれらの運営も始めておられるなど、天塩川を含めたこの地域の魅力を伝える事業が展開されているわけでありまして。これらの発展に期待をしている所でございます。また、松浦武四郎については、平成30年に生誕100年を迎えるテッシェン・オ・ペック賑わい創出協議会や、道北観光連盟など天塩川流域の市町村が連携して記念事業に取り組むことを検討しておられるようでありまして、天塩川を舞台としたカヌーの国際大会ができないか企画・検討をされていると伺っているような状況であります。いずれにしても、天塩川を中心とした観光推進について、その雄大さを最大限に生かしていく必要があるなど。これらは流域市町村が連携して取り組みを進めなければならないと思っています。またチョウザメについてはすでに観光資源としてチョウザメ館の建設であるとか事業展開を図っているのは、ご承知の通りだと思いますけれども、これまでどちら

かということ、食べることについては細々とした利用でありますけれども、今後は、産業として事業展開を図っていくため、地方創生加速化交付金を活用して事業推進に当たっていくこととしております。まず育成技術や商品化の研究を推し進め、これらの事業の確立を進める上で更に見せる・食べる、を一体的に推進し観光資源としても磨きをかけてまいりたいと考えています。

○議長（倉兼政彦君） 訂正してください。

○町長（山口信夫君） 松浦武四郎生誕100年と言ったようでありますけれども、生誕200年でありますので訂正します。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 最後のところの質問でありますけれども、ダイヤの原石ということで、それらの観光資源という1つの中で教育施設についてお尋ねでございます。教育施設ですから、観光資源と言い切れるのかどうかというところも色々であろうかと思いますが、ご答弁申し上げたいと思います。基本的にはベースとして観光資源というところよりも教育の施設としていかに交流事業等を図っていこうかという考え方であります。郷土博物館、文化ホール、文化活動等につきましては今、申し上げた通り教育施設としての役割に沿った運営や、町民の自主的な活動の場として取り組んできているということでございます。そういったことで町内外を含め、広く交流人口があって行くということに寄与していくのではないかと。そして、そういったことがその延長線上に、物によっては観光資源となりうる場合もあるのかもしれない。そういった部分で、基本的な部分についてしっかり取り組んでいく必要があるだろうと思っております。スキー場等につきましても、これまでもスキーの合宿等の受け入れをはじめ、一定の交流人口を得てきているわけでありまして、エアリアルそれから冬季スポーツ、そういったものの振興を図る中で、更に交流人口の増加につながればということでもあります。これらの事業につきましても、1行政という立場だけではなくて、町民全体のご協力をいただかなければならないと思っております。スキー場の方につきましては今、景観整備について進めているところでございますけれども、今年は花の植栽工事を中心に行う状況となっているわけですが、来年度以降は、そういったものの管理をしっかりと進めていくと。今年度、一定の工事が終わりますけれども、それですべてという状況ではありません。次はどう整備をしていくかという課題が本当に時間のかかるものだと思っておりますので、そういった維持管理をしっかりと景観を作っていくと考えているところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君、町長に対する質問の方から先に集中してやってください。混ぜないでやった方が良いでしょう。

○7番（岩崎泰好君） はい、解りました。それでは具体的な問題一つ一つ、お聞きしたいと思いますが、まずはその観光資源の現状と課題について、観光協会主催事業、これについて現状をお聞きしました。課題としてもやはり今抱えている問題としては、ふるさと祭りが大きな主流を占める中身であるとお聞きしたところですが、実はこのふるさと祭り、観光として全国各地から人を呼び込める、そんなひとつの事業内容になっているのかどうかということです。それをやはり今後、観光協会の主催事業を進めていく中では、整理整頓する必要があるのではないかと考えるところですが、その辺のところどう考えるかをお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭の答弁として、ふるさと祭り事業と観光推進事業とこういうことを申し上げましたけれども、祭りそのものだけではなくて、祭りはいっぱいあるわけでありまして、ふるさと祭りに伴う色々な事業だと認識をしておいて欲しいなど。祭りだけではなく、ふるさとの開催事業が多いのだということを理解して欲しいなと思っております。祭りそのものだけを指しているわけではありません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 町の中の祭りを観光協会が主催しているわけですね。特に大きな夏祭り、秋祭り、その他に冬場のお祭りもあります。色々ありますが、しかし主たる観光協会が主催する事業の大きなものは、夏と秋のお祭りに大きなウエイトを置いていることも確かですよ。それらについて非常に負担がかかると。観光協会の今、抱えている職員の中では、非常に大きな負担がそこにかかっている、本来、観光というのは外からの入り込み客を増やすための施策として今、取り組もうとしているのですよね。その観光に今、抱えている夏と秋を主体とする、ふるさと祭りというものは大きな負担になっているのではないかと。それらをやはり交通整備をして、1つは考え方としては、町民が楽しむお祭りは他の事業体にお問い合わせをすとか、あるいは下川町あたりで今やっていますうどん祭りに象徴されますが、旧来、町民の中でやっていたふるさと祭りをうどん祭りと昇華することで、表から人を呼び込む、そういうお祭りに変身させた、という方法もありますよね。それらの交通整備を今、しっかりとして観光で本当に表からの入り込み客を3%増加させるためには、観光協会が主催しているそのお祭り自体を1回、交通整備をして、町民が楽しむものと、それから本当に外部から人を呼び込めるような、そんなお祭りの体制を作り上げるのか。その辺のところは戦術ですから、検討の価値はあると思いますが、その辺の交通整備をする必要があるのではないかという質問です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町の活性化に伴う色々なお祭り事、大きくは夏祭りであるとか冬祭り、春一番といえば仁宇布でやる樹液祭りから始まって、あれらもすべて例えばさくら祭りにしても観光協会がそれぞれ語りながら、事業を推進しているわけでありまして、諸々の町の中で実施するそれらの事業と、更に観光推進事業と言われる部分と、一体化して進めなければならないと。夏祭りだとか冬祭りにウエイトがかかりすぎて重荷になっているのではないかと、こういうご指摘のようでありますけれども、しかしながらそれらは一体的に考えていく必要がある。そういう意味で観光協会、実は何年か前に商工会の事務局の中であって、非常に脆弱な体制だったと。しかし、私になってから、独立をさせて、職員も強化しながら、こういう事業に発展といいますか、観光というものに着目をしながら、大きく転換させて、それぞれ祭り事業ありますが、祭り全体にかかる振興にかかる事業と、更には観光推進事業とこの二本立てで頑張っているのを認識しておりますので若干ニュアンスが違うかもしれませんが、そんなに変わるとは思っていませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） その辺の認識はちょっと違うところがある。とにかく形は、観光協会は少しずつではあるけれども形を変えてきているのは確かです。言われるとおりです。私も認識をしています。しかし、今、まち・ひと・しごとの創生戦略会議の打ち上げた中身は、ここ限られた年限の中に、具体的に観光客入り込み数を3%アップするのだとありますよね。という事は今、大体同じ位の数字であるということですから、40万人ちょっと超えるくらいの1年間の観光客の総体の入り込み数だと思うのですが、その3%といいますと1万2,000人前後の方々を具体的に、色々な観光事業の推進の中で取り入れなければいけないということですよね。それについて、現状のまま進めていたとして、果たして良いのかと。一回、立ち止まって考える事をしなければ、また同じペース、41万台に2年後も3年後も4年後も5年後も、あるいはもっと落ちるかもしれない。そういう現状認識をしっかりとする必要があると思うのですけれども、改めてその辺の考え方、どうですか。今、やってきた事は確かに評価しなければならないところがたくさんありますけれども、これから進めていく観光事業にあっては、その辺のところをもっとしっかり進める必要があると思っています。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 基本的な認識は、そんなに岩崎さんと私と変わるとは思っていませんけれども、観光行政を進めるにあたって現状といいますか、現況も3%の目標は持っていますけれども、それはそれとして現状なり今の置かれている状況をやはりちゃんと見

ていく必要があるなと思っております。それとこれは我々も努力しなければならないわけでありましてけれども、町民の参加ですとか色んな取り組み状況を踏まえて行かなければならない。そして観光協会に対する協力、各それぞれの団体なり個人があるわけでありましてけれども、それをやはり守り立てていくのだという姿勢の問題、そういうものも色々見ながら進めていきたい。より大事になるのは先ほど教育長が我が町だけではなくて流域の非常に大事な財産であるというようなことを申し上げました。これは天塩川だけではなくて色んな山であっても、川であっても色んなものがあるなと思っております。そういう意味でやはり広域という観点も、そして広域のそれぞれの市町村のニュアンスと言いますか乗り方と言いますか、協力の仕方ですとかそういうことも踏まえながら、どういう並行的に物事を考えていく必要があるのかなと。そういう中で今、一生懸命努力をして地方創生の中で一生懸命努力をしているとこういうことでございますので、新たな観点を持ってということになれば良いのかもしれませんが、具体的にどういう観点で何をということになってきますので今、観光行政を私としてはまだスタートさせた段階だと認識をしているものですから、今の取り組みを更に発展させていく必要があるのかと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 次に教育旅行推進事業について伺います。これは観光協会が進める事業の中で大きな目玉として、この教育旅行推進事業があったと思います。現在も進めていると思いますが、これらが着地型観光を目指した取り組みとして、その成果は現状ではなかなか生み出すことができない現状にあるという答弁だったと思います。これについては、受け皿としての農家民宿ということが、なかなか事業推進に進んでいかない現状にあるというお答えでありましたけれども、今後の方向性については、旧来もともと発想にありました、着地型観光の推進の中で、農家民宿の推進を進めていって、いわゆる修学旅行で生徒の人たちがこの町を訪れてくれるような、そんな形に進めていこうとするのか。先ほどの答弁にすると少しニュアンスが変わって、別な方向に進むような、そんな答弁も見受けられたので、その辺の基本値的なところはどう進めて行こうとしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 正直言って農家民宿と言いますか、その部分については受け皿を含めて難しいというお話を申し上げたわけでございます。しかしながら、時代の趨勢としてそれを全く捨てたということではなくて、それは、模索して行かなければならないけれども今、現実としては、うちの町はまだまだそこまで行けないのかなとこういうことを申し上げているわけでありまして。将来の課題としては農家の皆様方も協力する、参加す

るという方向に向かってくることになるように我々も努力しなければならないし、そういう方向を捨てたということではございません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） もう1点、教育旅行推進に関わることですが、ここで戦術を練る、その実行に移す戦略会議といいますか、その辺のところがどのような機関があってどうそれが動いているのかということ。それはどういう風になっていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 解りきれない部分があるので教えて欲しいなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） もう少し内容を詳しく質問してください。

○7番（岩崎泰好君） 教育旅行推進の中には観光協会の中に教育旅行推進のための委員会的なものがあるのですね。組織そのものもありますよね。年に1回、総会を開いています。その推進母体は、それぞれ観光協会に加盟する、色んな組織の方々から派遣された方々がなっていますが、私の知る限りでは現状は、総会を年に1回開くだけで具体的なその戦術を練る会合は開かれていないというのが実態だと思っております、その辺のところはどのように解釈をし、今後どういう風に指導していこうとしているのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 24年度に発足している観光振興機構のモデルの中身、北北海道教育旅行推進協議会なるものがあるわけでありましてけれども、これら、道の予算といえますか、いただきながら発足して、一定の成果、いってみれば教育旅行の研修ですとか視察、メニュー作りに取り組んでいただいた経過があるわけでありましてけれども、今年度から、お金がつかないと。そういうこともありまして、取り組みそのものは継続するようでありましてけれども、お金が来ないと。したがって町の予算もだいぶ減ったと。そういうことで上からの補助そのものもなくなっております。そういう状況でございますからご報告しておきます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 時間がないからあれですけども、1点だけ、要するに教育旅行の推進のためのわざわざ観光協会の中に組織を立ち上げて、出発したと。今年3回目ですか、総会も開いたと。その席上、私もたまたまその1委員であるというか中身の人間なのですが、そこでやはり具体的に教育旅行の推進に関わって関係する人たちがテーブルを1つにして、これについてそれぞれの立場で議論をして叩き合いをしていくのですよねという事は最初の1回目の総会の時に確認をしました。そうしますということ言いました。それ

から、待てど暮らせど実際の現場の会議が開かれません。年に1回の総会だけ。次の総会の時にもその旨を観光協会の会長に言いました。しかし、担当者に言うておくよ、で終わりました。それがずっと続いて、具体的に教育旅行の推進に関わる関係する事業主体が何も1回も話し合われないう状況が推進しているという現状なのですね。それでは、せっかくの立ち上げた教育旅行推進というものが前に進まないのではないかと思うのですが、その辺のところ認識がなければこれからどうするのかということも含めてご返答頂きたいのですが。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、岩崎さんが具体的に出席をしながら、という方向を抑えているようでありますから、それはそれとして、24年度に発足しているけれども上からの交付金となるものも今年からはなくなると。したがって町の補助金もそれなりに減額をせざるを得ない、こういうことでもありますけれども、今まで教育旅行に取り組んだ研修なり視察のメニューなり、一定の成果は認めていくわけでもありますけれども、少しトーンダウンしている。そういう部分については私は直接的ではありませんけれども、そういう状況であるということについては認識を持っています。しかし、いずれにしても大変な事業であるという認識はそれほど変わらない。なかなか相手のあることでありますし、これらの事業を具体的に進めていくということについては、本当に大変なことであることをご理解をいただきたいと思えます。行政もそうなのでありますけれども、みんなでどうしていくかということが大事でありますから、それは色んな1回しか開かれないうとか、そういうこともあるでしょうけれども、それは機会を捉えて色んな場合で議論をして欲しいなと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 続いて、物産展示館、双子座館の事についてお聞きをします。これは、多くの同僚議員も共通認識の中でここを何とかしなければ、という1つの大きな課題があると思えます。かつては、じゃらんにもトップクラスのところ載っていた時代がありました。その時のキャッチフレーズというか、売りは、きれいなトイレが、全道一きれいなトイレがあるというのが売りで、多くの集客を集めたという経緯があると思えます。それなりにみなさん努力をして、道の駅を含めて、双子座館が開設した当時の状況だと思えますが、それが色々交通事情ですとか、団体のバスの関係ですとか、色々理由はあるのでしょうけれども、しかし今、非常に低迷している中で、やはりここに魅力のある施設として、しっかりリニューアルするという形が、物もそうですし、それから展示の手法もそうですし、そこで働く人の意識の問題もそうですし、これらをしっかり変えていくというそれが、あれは町の施設ですから、物産館ですから、その辺のところのこれか

らする必要があると思うのですけれども町長の考え方を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それは、私も全く反論するものではなくて、認識は同じであります。しかしながら、諸般の諸々の事情で、なかなかうまくいっていないというのが正直な話であります。しかしながら、今、ご指摘の部分は更に更に努力をしていかなければならない。ただ、開設当時のことと比較されると非常に辛いわけでありまして、あちこちに良い道の駅といいますか、ああいう施設が出来ておりますのでうちも冒頭、答弁したように施設は老朽化になってくる、色んな諸般の事情が出てくる、そして従業員等についてもなかなか十分な手当てができないとこういう状況であります。この辺のところの認識は同じに持っておりますのでご理解を頂いておきたい。それと、あの双子座館といいますか、振興公社といいますか、あれは株主さんが50人ほどいまして、今20人ですか整備した経過があるわけであります。今後、第3セクターでやっている関係で、今後のことも将来的に今どうするという問題だけではなくて、将来的にはどうするかということを経主さんやそういうとこと検討の時期を迎えつつあるということも少し考えていかなければならない。ただ、これは私が第3セクターの社長という形でありますけれども、私の一存ではなかなか出来ることではありません。その辺のことをみんなで相談していかなければならない、そういう時期にきている、方向性はそういう方向にきているのだということも付け足しておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 第3セクターの社長であるということで、それと同時に、美深町の長ですよ。やはり観光のトップに立つ人間としては、なかなか色々難しいものがあるかもしれないですけれども、トップダウンでしっかりとその辺の認識にあるのであれば、そういう具体的な懇談会なり、あるいは諮問機関なり、何かをしっかりと作って、前に進まなければこの認識は来年もまた同じ認識で終わるのではないかという危惧をいたします。その辺の組織体制を作るのかどうか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） トップダウンという話も受けたわけでありましてけれども、トップダウンというのは、そうそうやるべき問題ではなくて、減多にやるべきではないなと思っています。そういう意味では、観光行政を商工会から独立させたというというのがひとつの私はトップダウンだと、思い切った政策だったと思っています。ここに来て、観光行政として、トップダウンで判断する様な事は果たしてあるのかどうか。私は今のところ考えておりません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは続いて、時間がございませんので森林公園とびふか温泉については省略をします。16滝と冷水、そしてトロッコ王国周辺、仁宇布地域の事について2、3、お聞きしたいと思います、先ほど町長の答弁の中にもありました、16滝は実際5つしか行けないということではありますが、1番、受け皿として問い合わせがあるのがトロッコ王国に来られたお客様なのですね。トロッコに乗らなくても、ここの滝にどうやったら行けるのか、という話です。やはり、それらについてはご案内をするわけですが、その時に車で真っ直ぐ行けるのかとか、色々アクセスの問題も聞かれるわけですね。その時に、こういう状況ですよとお話はするのですが、しかしこの身近で見ることができる5つの滝について、もっとしっかりと情報を出す必要があるのではないかと。うちらも努力をしながらやっておりますけれども、町として、ここはひとつの観光資源としては、そういう情報を提供する必要があるのではないかと思うところですが、これらの環境整備についてはどのように考えておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色んなお客さんがおられるわけでありまして、俗に言うマニア的なお客さんから、ちょっと行ってみたいお客さんから、登山といいますかそれに近いようなお客様、道路のないところをあえて行きたいというような人もいるでしょう。色んな方々に全部、我が町の16の滝を解放といいますか、ご案内出来るようなことにはなかなか今の時点ではならない。今の時点では5つの滝をある程度整備しながら、行きやすいようにするのが努めかなと思っております。しかしながら、トロッコ王国には色々ご協力をいただきながらイベント等々もやってもらっておりますので、今の事柄を踏まえて、お客様を踏まえて、お客様もそれぞれ先ほど言いましたように個性があると思っております、その辺のところをよろしく願いしておきたいなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、私、特に16滝に行けるようなという事は言っていないつもりでした。今、身近で見ることができるこの5つの滝のアクセスの方法、それらに関してもう少し色々整備をしたら良いのではないかというお話です。特に、5つの滝の入り口にそれぞれ見えるところに看板が立っています。

2つは仁宇布の松山湿原のそばですから、松山湿原の入り口の看板の近く、あるいは1つは高広の滝は目の前に見えます。新緑の滝に上る入り口の看板、それから、こちらの激流の滝に入るところの入り口、あのあたりにでも、例えば開設時期がいつなのか、あるいはこの滝にはどういうものがあるのか、それらの看板的な情報、そういうものもつけてあ

げること親切ではないかと思っているのですが、なかなかそれがないとみんな滝があるというのは認識しても、なかなかそこまで足を運ぼうとしない。そういうこともありますのでその辺のところをどう今後、進めていくのかその辺の考え方を聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） トロッコ王国さんに色々なお願いをしながら進めている部分もありますけれども、具体的に今、そういう話も出た部分もあるのですけれども、トロッコ王国さんの役員さんといいますか、理事者と相談しながらその辺のやれることを当然またお願いしている部分もありますから、王国としてやってもらうこと等々踏まえながらその辺のことはやれるもの、やれないもの、そうすべきもの、考えていきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 後もう1点だけ、これに関して、高広の滝の景観の関係ですが、これも25年の時にお聞きしました。高広の滝からの駐車帯から見える滝の状況は、非常に素晴らしい状況なのですが、特に今、春先は轟々と音を立てて雄大に滝が落ちています。そこに車を止めて見ると、川までの間は綺麗に樹木が整備されて、低い樹木にしてあります。それは私も指摘をして町の方で直されたようですが、川から川と滝の間、その間については25年の時もその辺の景観的に滝が下の方見えなくなっているのですね。樹木の背が高くなって。それについては、という質問をしました。それについては、相手があることですから森林室の方々と相談をした結果、自然はそのままにしておいた方が良いという見解から、そこは樹木の木を倒したりはしないのだという、そんな答弁をいただいたのですが、あれから3年経って、やはりそこが1つの滝を見る中では1番案内しやすいところなのですね。行って見られていると思いますけれども、本当に滝の下がほとんど見えない。せっかくの滝の良いところは見えない。樹木も雑木ですよ、生えている木は。そのところを改めて森林室にお願いをするなり、文章を出すなりして、しっかりとそこを整備してもらって、滝がしっかり見えるような、そんなことにすべきだと思っていますが、町長の考え方を改めて聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 森林室に相談してみたい部分もありますけれども、ここで具体的な答弁はなかなかできないのかなと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 将来の観光資源となりうるダイヤの原石について、まずはチョウザメの関係、これについては、今、北見市になりましたが、留辺蘂が山の水族館として、かつてあった水族館をリニューアルして、かつては年間5万人の入場者が、2万人に減っ

て、閉館直前までいったそんな水族館です。これがリニューアルすることで今、年間30万人のお客様を呼び込む一大観光地になっています。これに学べというわけではありませんが、例えばチョウザメにしても今後、増えるであろうチョウザメの養殖施設、それらに付随して今度は川の水族館として、しっかりと構想を打ち立てて、単なる養殖のための施設に限らず、しっかりと観光の視点からやっても、どんなものだろうかと思うところですが、現時点での町長の考え方を聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） この件に関しては先の議会、岩崎さんだったか解りませんが、仁宇布の新しい養殖場の建設構想を申し上げた時に、あそこは魚を飼うといいますか事業化に向けて、本格的な事業化に向けての施設であります。観光を中心としたものはチョウザメ館が既にできておりますし、その辺のところをチョウザメの観光行政といいますかそういうことをお願いしたいと申し上げているわけであります。新しい仁宇布の施設の構想の中に観光をメインとした構想というものは含めるつもりはございません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは続いて、美深町の歴史と文化とスポーツに関わるものをお聞きしたいと思いますけれども、1つは、博物館、郷土博物館の関係ですが、先程の答弁では教育施設として交流人口の増加を図りたいというお話でした。実は、観光の観点から考えますと、北海道博物館もつい最近リニューアルをしまして、多くの人たちが訪れる施設になりました。この近辺では枝幸町の三笠山にありますミュージアムを相当なお金をかけて改修したことで、多くの人たちが実はあそこ観光地となっているのですね。そういう観点で美深町のたくさんの郷土の歴史がありますから、それをしっかり現状で結構ですから郷土博物館の整備をしっかりとする中で、観光地として沢山の人がバスが訪れるようなそんな施設に生まれ変わることもできるのではないかと考えていると思いますが、教育長の見解をお伺いします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 枝幸の改修等がされて今、最近、リニューアルオープンしたというお話も聞きました。施設そのものの基本的な形の問題、色々あるかと思います。施設の開館20周年に向けて、一定の整備をしていきたいという考え方は、これまでもお話をした状況でございます。そういった中で、改修を機にひとつの大きなそういった魅力あるものどういった魅力がうちの施設としてやっていけるのか、そういったことをイメージとして持たれる、それはそれで本当に1つの館がとしては大切なことだと思っています。ただ、本当にどこまでできるのかというような課題があるかと思っています。最終的にそう

いった大きな投資ができるのか、できないのか、そんなような財政的な問題もありますから、そういったことを考えていきますと、やはり当面、歴史をしっかりと伝えていく、そういうものを見据えた中での改修をしていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 続いては行政に移ります。無料高速データ通信網、Wi-Fiが美深町全域でつながる環境が必要と思うが見解をお聞きます。平成25年第3回定例会で一般質問し、指摘した問題の続きであります。宿題であります。時代の移り変わりの中で情報通信技術は革命的にその発達を遂げ、無料高速データ通信網、Wi-Fiが美深町全域でつながる、そんな環境の必要性和、1日も早い取り組みが求められていると考える所でございますが町としての考え方を伺うものであります。1つ目には移住・定住には、なくてはならない素材であり、早急な環境整備が必要と思うが、考え方は。2つめには、緊急時や災害発生時の的確な情報伝達手段として熊本地震で実証された事をどう捉えるか。3つ目には国内旅行者はもとより外国人の旅行者には必需品であり、観光地にはなくてはならないものになってきていますが、インバウンド推進いわゆる外国人の旅行者を呼び込む観点から、その必要性はどう考えているのか。4つ目には、かかる事業費用について試算し、研究した経緯はあるのかどうか。我が町の導入に一步進み出てはどうか、ということで町長の考え方をお伺いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） Wi-Fiの関係について、美深町全域でつながる環境整備が必要かどうかという質問を頂いたところであります。IT化が全町的に推進する時代を迎えて多くの住民が多様な情報通信網を利用されている。これについては理解をしているつもりであります。そういう意味で我が町は全道、全国に先駆けて、平成22年度に光ファイバーによってブロードバンドを整備したわけでありまして、そこで今、3月末の時点でありましてけれども758件ほどのブロードバンド通信契約を持っております。インターネット等で一般的な家庭においても情報ツールとして浸透しておりまして、Wi-Fiの通信等についても一定程度進んでいるのかなと理解をしております。また、スマートフォンであるとか携帯電話端末の世帯普及率といいますか、これも急速に伸びていると聞いておりますし、インターネット、パソコン等からの接続といいますかそういうものも5割を超えるような状況になっていると。スマートフォンについても5割近くなるとこういうことでもあります。いずれにしても、パソコンに変わってスマートフォンとか、こういう情報ツールが主流になってくるだろうと。私、非常にこの部分の認識が弱いのでありますけれども、

今、勉強している最中です。公衆無線と言われるWi-Fi、この環境がどこでも使えることには越したことはないと思っておりますけれども、町内外の人、特に外国人も含めて使えるには越したことはないけれども、なかなか皆さん全員がということにはならないのかなと思っております。移住・定住対策を進める上でWi-Fiが必須だと言われられると若干の抵抗といたしますか、そこまではならないのではないかと考えているわけでありまして、ただ、全体的な通信網を整備していく、これについては理解をしますけれども、これが絶対的ということにはならないのかなとされているわけでありまして。それと先の大災害が発生した場合の安否確認等で通信網が規制された時に、これらで救われたといたしますか、そういうことについても認識をしているわけでありまして。災害時のひとつの通信手段としては有効なものであると。これは理解をしています。ただこのWi-Fi、町内でも使えるところ何か所かあるわけでありましてけれども、先の議会での質問等もあったわけでありましてけれども、あの段階より進んだ状況というのは認識されているのかなと思っております。省略をさせていただきます。インバウンドの観点からWi-Fiの必要性はどうかと。全国的に北海道にも外国人150万人を超える外国人の方が来訪されていると。日本全体の1割を超えるものが北海道に来ていて、こういう状況でありますけれども、今後、台湾をターゲットにインバウンド事業に着手するといえますか進める計画があるわけでありましてけれども、その辺のことも考えながらどうするか。Wi-Fiだけに依存をするといえますか、考えているとこういうことにはなかなかならないと思っております。無料で使えるこれらのサービスですとか、非常に便利だと認識しているつもりであります。同時に観光施設等の付加価値としての部分も認識しておりますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、全町的にどこでも場所を問わずこのWi-Fiに接続できる環境を整える、それは現実的ではないのかなと思っております。そのためには民間といえますか、業者も含めて、どんなことを考えているのかなと。施設を作る場合、全体的に大きなアンテナも必要になってくるのかなと。町が率先的にやるべき事とそれらのことに呼びだしていいのかなという疑問もあるわけでありまして。そのへんの考え方、これらの事業費用の試算ですとか検討した経過はあるのか、ないのか、という話も出たわけでありましてけれども、家庭で小さなアンテナといえますか、そういうものを整備されるのはそれほど高いものではないと。更に屋外の施設に立てる場合でも1カ所200万程度でできるのではないかと、そういう検討は少し勉強していますけれども、更に屋内で受信する設備、これらは20万円くらいというようなことも検討しておりますけれども、ランニングコストとして、これらの維持をしていくためには年間7万円かかるのだというようなこともありますので、全町的なことを考えながらこれらの構築の資産、これはハードルが高すぎて考えている段階

ではありませんので、それらを具体的に相対的にこのぐらいだということはなかなか積み上げていませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 残り時間5分ほどでございますので、まとめの部分で今の観光と行政の部分に関わる部分も出てきますので、まとめて考え方をお聞きしたいと思いますが、実は私も政務調査で、つい先だって、北海道自治体学会の政策シンポジウムに参加してきました。このときのテーマは観光と地域振興、北海道にしかできない新たな観光とは、ということで北大の共同講堂で行われていたシンポジウムです。実はそこに首相官邸の観光ビジョン構想会議の一員、または観光立国推進有志者会議これは国交省の推進事業ですが、その一員でもあります石井兄弟社の石井社長が見えておられまして、その時の話の内容ですが、とにかく観光には何が必要かということ、今、北海道に求められる観光、今、国も4,000万人の観光客の誘致を目指して立国を進めようとしておりますけれども、この中でやはりキーポイントは外国人の観光客をどうするかと、どう受け入れるかということが大きな主題であるとお話をされておりました。そして、やはり数を稼いでいくには、観光客にリピートをさせる。何回も繰り返してきてもらえるそういう魅力あるそういう観光施設にするのだということが大きな2つ目です。もう一つは、手持ちのカードを増やすということで今ある観光の施設にプラス1つ、2つ、3つと手持ちのカードを増やしてやっていくことが大事だと話されました。その中で、インバウンドの関係では、やはりWi-Fi環境というのが非常に外国人にとっては、日本ぐらいなのですね、Wi-Fi環境がまだまだ未整備な地域というのは。そういう意味では世界中では観光と言われる多くの方々を集めるところはほとんどWi-Fi環境にあります。色々なデータをそこで取ることができる。そんな施設になっています。そういう意味で本気で美深町の観光をしっかりと立て直していくと。あるいはここで言う、まち・ひと・しごと総合戦略の中で3%の増加を見込むのであれば、その辺のところの整備も、やはり、もう少し考える必要があるのではないかと。先ほど経費の面でも色々お話をされましたけれども、もっと安くできる方法はたくさんあります。その時に参加しておりました、これは道南の江差町です。道南の江差町もあれだけ観光客を呼び込んでいた地域が今、改めて自分の町の観光客が減ってきていることに危惧をしながら、実は今、手掛けているのがWi-Fiの導入を始めたのです。観光地のすべての部分に。それによって起死回生を狙おうという、そんな戦略を立てていると。戦略を立てる上での町長の見識が問われると思います。そういう意味では観光の総大将ですから、総体としてしっかりと戦略を練るような、中身をこれから立てていかなければならないと思うところでありますので、最後に人材の確保、現状の人材はなかなか難

しいところはあるけれども、人材の確保を内にいる人たちを要請することも大事です。それから、外から求めることも大事です。あるいは外にそれを求めていくということも非常に今の観光にあっては大事なところなので、その辺のところを例えば、この石井社長あたりは道内ではあちらこちらの観光大使として、登別あるいは函館、観光大使としてしっかりと観光のやり方、しっかり大使として助言者として入っております。また釧路市においても政策アドバイザーという形で入っておられますが、そういう外からのしっかりとした観光について知り得る人を招致するなど中の人材をしっかりと育成する、そんな方策についてどう考えておられるか、それを最後に質問したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 広範囲な質問でどう答弁していいか悩むわけでありましてけれどもWi-Fi事業そのものを全く否定するわけではなくて、そういう時代の要請だとかそういうことについては、今後とも考えていかなければならないと思っております。ただ、その場合、先の光ファイバーを防災情報端末を全町に引いたような、国が良い仕事のメニューといいますか、これはどこでもやれたことではなくて、道内でも率先してやらせてもらって、叱られたり、ほめられたりした事業でありますけれども、結果的に僕はよかったと認識しているわけでありましてけれども、そういう総務省なり国の大きな事業展開、やり方また民間も加わっての話が出てくるとすれば、私はそういう事業に乗っかっていきたいと。それもなるべく地方の負担にならないような形で取り組んでいく、そういう時代が来れば、一生懸命頑張っ、早くそういう時代が来て欲しいなと願っているわけでありまして。それと当町の観光行政の人材の養成ですとか色々おっしゃられました。ある程度、理解はしますけれども、今は観光行政が抱えている人材、更にはそういう状況等々を大事にしながら、まず観光協会なるものをみんなで盛り上げることが必要なと思っております。観光協会というのはご案内のように事務局体制は出来上がっておりますけれども、ともすればそれぞれの民間団体が集まっての事業展開なり、協議会でありますから、なかなか集まって議論が深まって行かない。そこで町長なのだからもうちょっと色々な意味で行政手腕を発揮しなさい、ということのようでありましてけれども精一杯努力したつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 以上で7番 岩崎君の一般質問を終了いたします。これにて一般質問を終わります。只今から暫時休憩をいたします。再開は13時50分といたします。

午後 0時46分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第28号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 日程第7 議案第28号 行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第28号 行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。先の第一回定例会において、新たな行政不服審査制度に対応する条例の整備を行いました。この中で固定資産評価審査委員会条例を改正し、新たな審査制度の適用を受けることとなる固定資産課税台帳に登録された価格について、経過措置の中で指し示したところではありますが、この規定をより明確に規定しようとするものであります。よろしくご審議いただき、原案を決定いただけますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をいたしますので、議案書1ページをお開きいただきたいと思っております。議案第28号 行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について。行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料をお付けしていますので、1枚めくっていただきまして、2ページをご覧いただきたいと思っております。新旧対照表をつけてございますが、第一回の定例会におきまして、整備条例で8本の条例改正をご決定いただいたところでありますが、そのうちの固定資産評価審査委員会条例に係る改正でございます。前回の改正によりまして、経過措置を定めてございますけれども、これを改めるものでございまして、この表にあります附則第3項の改正となります。アンダーラインの部分の改正でありますけれども、現行規定では28年度以後の固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出、これが適用となる旨を唱っているわけでありまして、今回の改正では、法律の条項を引用しまして、適用される場合を明確に唱うように改めるものでございます。この改正案のアンダーラインの部分でありますけれども、具体的に申しますと、平成28年4月1日以後の固定資産課税台帳に登録した価格の公示のほか、知事の勧告に基づき、価格の修正をした場合の公示、またそれにより付加額を構成した場合の納税通知証の交付等、そういったことがこのアンダーライン上の法律を引用して唱っているわけございまして、これらの適用となる場合をより明確にするという改正でござい

ます。この条例につきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用とするものでございます。以上、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第28号に対する説明を終わります。

◎日程第8 議案第29号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第29号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第29号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正する政令が公布され、国民健康保険税の課税限度額及び軽減の対象となる所得の基準が見直されたことに伴いまして、美深町国民健康保険税条例の改正をしようとするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定いただけますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の説明をいたします。3ページをお開きいただきたいと思っております。議案第29号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料をお付けしてございます。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をつけておりますので、これに基づきましてご説明をさせていただきますが、政令の改正によりまして課税限度額、更には軽減に伴う軽減判定所得について改正をするということございまして、まず第2条の改正、これが課税限度額についての改正でございます。それぞれ基礎課税額、後期高齢者支援金、介護納付金ということで現行改正をそれぞれ表に載せてございますが、この表のうち基礎課税額、基礎課税のかかる区分ですね、これが現行52万円を54万円、更に後期高齢者支援金これを17万円が19万円。それぞれ2万円を引き上げるという改正となっております。次に、第27条の改正でございますけれども、これは低所得者に係る保険税の軽減を拡充するというございまして、5割軽減、2割軽減これの軽減判定所得を改正するものでございまして、この表にございまして、それぞれ5割軽減、2割軽減、現行と改正を載せてございますが、5割軽減につきましては、現行26万円を5,000円引き上げまして、26万5,000円。2割軽減につきましては現行47万円を1万円引き上げまして48万円とするものでございます。いずれも改正の課税適用につきましては平成28年4月1日からとするものでございます。以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第29号の説明を終了いたします。

◎日程第9 議案第30号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第30号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第30号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正について提案説明を申し上げます。日本は、超高齢化社会に突入し、介護関連の需要が高まっている中であって、保健師・看護師等の医療関係者の人材が恒常的に不足していると言われております。今回の条例改正は、年々、人材確保が厳しくなる保健師・看護師等に対し、修学資金の貸付金の増額と合わせて、就業一時金の貸付を新たに追加しようとするものであります。よろしくご審議いただき、原案決定頂けますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正について。美深町保健師等人材確保条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくっていただきまして、7ページから資料をお付けしてございますのでご説明を申し上げたいと思います。新旧対照表になってございます。まず、今回の改正につきましては修学貸付金、これの一部増額、更に就業一時金という貸付金を新たに制度化し、追加をするという改正でございます。まず第1条の改正につきましては就業一時金の貸付規定、これを設けるということで、この目的規定の中にその旨を唱うように改めるものでございます。第3条につきましては文言の整理でございまして、第4条の改正、これが修学資金の貸付金の一部増額ということでございまして、第1号、第2号に係る修学資金を増額しようとするものでございますが、前条第1号に該当するものと書いておりますけれども、実は修学資金の貸付け対象ということで第3条にそれぞれ1号から4号まで唱ってございまして、このうち第1号につきましては、将来、保健師として町又は町内の病院等に勤務するものということで第1号が唱ってございます。将来保健師となるものに対して、現行月額4万円以内ということで規定してございますが、これを1万円引き上げまして、5万円とするものでございます。更に第2号につきましては、これは将来、看護師として町又は町内の病院等に勤務しようとするものということで、第3条第2号で規定してございまして、この者につきましても同額、月額4万円以内を5万円以内と、1万円引き上げて改めようとするものでございます。

これが修学資金貸付金に関する改正でございます。次、8ページ、1枚めくっていただきたいと思いますが、それぞれ改正がありますけれども、まず現行の第11条を第17条に改めるといふ改正をしておりますが、これは後ほどご説明させていただきます。それによりまして現行の第12条を第11条として改めるものでございまして、更に第12条以降を就業一時金に関して規定をするものでございます。まず第12条につきましては、この対象となる者の規定でございまして、第1号から第3号まで唱ってございしますが、これは、町又は町内の病院に常勤職員として就業し、3年以上勤務をしようとする者、更にそれが、第1号は保健師、第2号が看護師、第3号が準看護師と規定するものでございます。なお、第2項に対象としない場合の規定を唱ってございします。第1号が年齢要件でございしますけれども、年齢50歳以上の者については対象外とするということ。更に、すでに町又は町内の病院等に勤務しているものが、勤務先を変えて引き続き、町又は町内の病院等に勤務する場合については対象外とすると。更に第3号としまして過去にこの資金の借入れを受けた者、これについては対象外とするという規定でございします。次に、第13条、額に関する規定でございしますけれども、就業一時金の額、これは60万円以内とするという規定でございします。更に住所要件を設けようとするものでございまして、町内に居住するものを60万円以内の対象といたしますけれども、6ヵ月以内に転入をするということであれば6ヵ月までは要件としてクリアということでもありますけれども、ただ、6ヵ月以内に転入する見込みがないという、町外から通勤をするという場合につきましては2分の1という規定を設けようとするものでございします。第3号の規定については、この資金については無利子であるということでございます。次に、第14条につきましては、申請に関する規定を1項、2項にわたって規定してございします。第15条が保証人に関する規定でございしますが、これは修学資金でも同様の規定を持ってございまして、就業一時金に関してこの規定を準用するという唱いとなってございします。次に、第16条はこの一時金の返還に関する規定でございします。1枚めくっていただきたいと思いますが、この返還に関しての取り扱いについては規則で定めるということでございますが、この返還の対象となるものについて、1号から3号まで唱ってございしますが、まず就業の日から3年以内に退職した者。3年以上勤務をするというのが要件になってございしますので、これにつきましては全額返還していただくということ。更に第2号としては当初、美深町内に転居してくるのだということに就業一時金を借り受けた場合、何かの都合で6ヵ月以内に転入できなかったという場合につきましては、この場合については2分の1を返還していただくと。更に同様に3年以内に町外に転出をされた場合について、この場合についても2分の1の返還をしていただくということでございます。次に、現行の第11条、これ

を改正では第17条に唱うという事でありまして、遅延損害金に関する規定でございまして、現行規定で修学資金の支援損害金ということで規定を持ってございましたけれども、これを就業一時金についても規定を該当させるということで修学資金等ということで規定をし、第17条とするものでございます。次に、第18条、就業一時金の変返還猶予、更に免除に関する規定でございまして、貸付を受けたものの返還でありますけれども、これは3年間についてはその返還を猶予するという規定でございまして、3年を経過した時に第2項の規定になりますけれども、3年を経過した時については返還を免除するという規定でございまして、更に、3年以内に何かの都合があったけれども、そこは返還の免除といたしますよというのが、死亡した時が第2号、第3号が心身の故障によりやむなく退職をしなければならなくなったときでございまして、更に第4号として、先ほどの説明では、3年以内に町外に転出した場合については2分の1返還ということではありますが、ただ、この場合においてもやむを得ない事情、どうしても町内に住めないという、そういった事情があった場合については、これは2分の1の返還対象とならないように取り扱いをしようというものでございます。第5号が災害、その他特別の事由により返還が困難と認められる場合ということでございます。第19条が現行の第13条を規則の委任規定をそのまま引用するものでございます。この条例の施行日でございまして、平成28年9月1日から施行しようとするものでございます。以上、議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第30号の説明を終了いたします。

◎日程第10 議案第32号乃至議案第34号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてから議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。議案第32号乃至議案第34号については関連がございますので一括して提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第32号乃至議案第34号で提出しております3件の事務組合等の規約改正につきまして、一括して提案説明を申し上げます。はじめに、議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について提案説明を申し上げます。この組合は、市町村職員の退職手当の仕組みに関する事務を共同処理するため、北海道内の市町村、一部事務組合、広域連合が共同で設置している組合であります。このうち1組合の解散、脱退及び規約中の文言の整備に伴い、規約の変更が必要になるものであります。次

に議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について提案説明を申し上げます。この組合は、町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務について処理するため、北海道内の町村、一部事務組合、広域連合が共同で設置している組合ですが、このうち1組合が解散、脱退したため、規約の変更が必要になったものであります。最後に、議案第34号 北海道市町村総合事務組規約の変更について提案説明を申し上げます。この組合は、公務災害補償等に関する事務を処理するため、北海道内の市町村、一部事務組合、広域連合が共同で設置している組合ですが、このうち1組合の解散、脱退に伴いまして、規約の変更が必要になったものであります。以上、3件の事務組合等に関する規約の変更について、関係団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第32号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について。北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。2枚めくっていただきたいと思います。資料、新旧対照表をお付けしてございますので、これにより、ご説明を申し上げたいと思います。この規約につきましては、一部文言の整理をしてございます。更に、解散、脱退に伴い、1団体が抜けるという改正でございまして、まず、この表の第1条、更に第3条、第5条それぞれ改正になっておりますけれども、これは文言の整理でございまして、条文の趣旨には変更のない改正となっております。次に16ページの別表の改正でございまして、これも文言の整理ということで、現行規定では団体名と団体名の間に一文字分の空白を設けて規定してございますけれども、これを空白から読点に改めるという改正となっております。それでは、次、めくっていただきまして18ページをご覧いただきたいと思います。今回の改正となる団体の関係でございまして、(2)の一部事務組合及び広域連合、この部分の表の一番下、空知管内というところをご覧いただきたいと思います。アンダーラインがあって、現行の改正案の所と比較してみますと、北空知学校給食組合、1行目の最後の方から、この部分が改正案では空白になってございますが、この北空知学校給食組合が解散をするということで、この退職手当組合から脱会をするということで、今回、改正をするものでございます。20ページ、この規約の施行期日を唱ってございまして、総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。以上が議案第32号の説明とな

ります。次、21ページをお開きいただきたいと思います。議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について。北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をお付けしてございます。先程の改正と同様でございます。解散に伴う脱退でございまして、アンダーラインにあるとおり、北空知学校給食組合をこの規定から削除するものでございます。この規約につきましても総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。以上が議案第33号の説明とさせていただきます。次、23ページであります。議案第34号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。これも1枚めくっていただきまして、新旧対照表をお付けしてございます。別表第1、第2の2表の改正ということで、これも、先ほどと同様に組合の解散による脱退ということで、この表から組合名を削る改正となつてございまして、別表の第1、別表の第2それぞれに北空知学校給食組合をこの表から削除するという改正でございます。この規約につきましても、総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。以上、議案第34号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、まず議案第32号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。ありませんか。特段、質疑がなければ終了いたします。討論はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第32号について採決を行います。

議案第32号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって、議案第32号については原案のとおり可決されました。次、議案第33号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更についてを議題とします。質疑を行います。ありませんか。なければ質疑を終了いたします。討論を行います。討論はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。それではこれから議案第33号について採決を行います。

議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。次、議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。なければ終了いたします。これから討論を行います。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第34号について採決を行います。

議案第34号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第35号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第35号 工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。本件は、中央簡易水道施設の耐震診断の結果、平成23年に調査済みでありますけれども、これに基づいて、耐震化対策及び老朽化の対策を実施する菊丘浄水場配水池の更新工事に係るものでありまして、工事請負業者を決定するため、先週6日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結に当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第35号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。まず契約の目的でございます。菊丘浄水場配水池更新工事でございます。契約の方法が指名競争入札による契約、契約金額が1億1,880万円。契約の相手方が美深町字東4条北4丁目7番地、株式会社山崎組、代表取締役社長、山崎

晴一でございます。入札は6社で6日の日に執行してございまして、このときの税抜きの予定価格が1億1,165万円でございます。税抜きによります最低落札価格が1億1,000万円でございます。これに8%の消費税を加えて1億1,880万円を契約をしようとするものでございます。次、27ページをご覧いただきたいと思いますが、工事の概略について若干ご説明させていただきたいと思いますが、工事の場所につきましては、菊丘の浄水場でございます。工期が契約の日から29年の2月28日までとしようとするものでございまして、まず、工事概要の右側の方をご覧いただきたいと思いますが、浄水場の上から見た概要図と見ていただきたいと思いますが、浄水場の建物がございまして、その西側になるのでありますけれども、下の方に既設の配水池がございまして、既存であるものでありますけれども、地中に埋まっておりますので、見ることはできないのですが、この耐震化工事ということでございまして、新たに配水池を設置するという工事でございます。現行ある配水池の南側になりますけれども、図面でいきますと、右側に斜線で示している部分であります。ここに新たな配水池を設けようとするものでございます。下の平面図をご覧いただければ解るかと思いますが、2つの池、1つの建築物でありますけれども、池自体は2池になります。合計で900立方メートルの容積を持ってございまして、鉄筋コンクリートで造ろうとするものでございます。池のほか、それぞれ配管工事ですとか排水設備、電気設備工事等を行うこととするものでございます。以上、議案第35号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第35号の説明を終了いたします。

◎日程第12 議案第36号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第36号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。本件は、旧恩根内保育所を4戸の共同住宅に改修する恩根内市街地活性化住宅整備工事に係るものでありまして、工事請負業者を決定するため、先週6日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結した所であります。この契約の締結に当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき、原案を決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。28ページをご覧くださいと思います。

議案第36号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。契約の目的でございます。恩根内市街地活性化住宅整備工事でございます。契約の方法が、指名競争入札による契約。契約金額が8,424万円。契約の相手方が美深町字東4条北4丁目7番地、株式会社山崎組、代表取締役社長、山崎晴一でございます。この工事につきましても、6社による入札を執行してございます。税抜きの予定価格で7,933万円。最低の落札金額が税抜きで7,800万円となっております。これに消費税をプラスいたしまして8,424万円で契約をしようとするものでございます。それでは、1ページめくっていただきまして、工事の概要について、ご説明申し上げますが、工事場所につきましては恩根内地区にございます旧恩根内保育所の建物でございます。工期につきましては契約の日から28年12月16日までとするものでございます。工事の概要につきましては、この旧恩根内保育所につきまして、共同住宅に改修をしようとするものでございます。次のページの上の方の表、若干、小さくて不鮮明で申し訳ないのですが、現行の建物の内装を改装いたしまして、4つのタイプの住居に改修しようとするものでございまして、Aタイプが3LDK、83.8平方メートルありますけれども、Bタイプは2LDKで76.5平方メートル、Cタイプ、Dタイプそれぞれ1LDKでありますけれども、それぞれ、大きさ、更には間取りも若干変わってございまして、Cタイプが39.5平方メートル、Dタイプが41.4平方メートルとなるものでございます。更に、電気工事、機械工事を行います。ページ戻っていただきまして29ページの左側の下の図を見ていただきたいと思います。全体の上から見た図面でありますけれども、恩根内センタープラザの左側に旧恩根内保育所、この斜線の部分でありますけれども、これを改修して住宅に改修しようとするものでございますが、合わせまして車庫を、2連の車庫を4棟分でありますけれども、これを2棟、更に物置ということで現在、旧恩根内保育所の中には自治会の備品等が保管されているということから、自治会用の物置もここに建設をしようとするものでございます。以上、議案第36号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第36号の説明を終了いたします。

◎日程第13 議案第31号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第31号 平成28年度美深町一般会計補

正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第31号 一般会計の補正予算につきまして提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、事業量の増加や更に施設の修繕など緊急性のあるものについて補正するものであります。特に今回は、施設や車両の補修、修繕に係る費用を計上しておりますが、今年、冬の大雪で被害を受けた地域集会施設、堆肥場格納庫、伝承遊学館の屋根補修工事や公営住宅等の修繕費を計上したほか、清水地区農作業準備休憩施設の基礎部分の撤去、更に地域集会施設の暖房機の修繕や更新等を計上し、当初予算では財源確保の見通しがつかず、保留としていたこれらの事業のうち、街灯のLED化、更に物産展示館事務所の屋根外装塗装、更に美深温泉の消化設備を拡充・強化するためのパッケージ型消化器の設置、更には望の森のトイレを水洗化する改修工事等を実施するものであります。このほか、議案第30号で提案をした美深町保健師等人材確保条例の一部改正に伴い、修学資金及び執行一時金に係る貸付金の追加を行うものであります。また、恩根内市街地の木質バイオマスプラント導入に向けて、実施設計の委託費を追加するものであります。なお、補助事業においては自治総合センターの助成を受けて、コミュニティセンターの備品購入を行うコミュニティ助成事業補助金の追加、更には排水設備等を行う小規模土地改良事業の申請者増加に伴う補助金の増加であります。昨年も実施した、プレミアム商品券について、本年度も商工会から要請を受け、地域商業者の活性化を図る視点で、商工会に支援をして参るものであります。最後に、災害復旧費でありますけれども、4月から5月にかけての融雪によりまして仁宇布地区の普通河川3カ所の被害、辺溪地区の道路、1路線排水路の被害が発生いたしましたので、これらの復旧に係る費用を追加するものであります。次に、歳入でありますけれども、追加補正に係る財源につきましては、道委託金や助成金などの特定財源を充当するほか、商店街活性化補助金については過疎債、ソフト事業でありますけれどもこれらを借り入れまして、なお、不足する財源については繰越金を当てることにしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ9,188万6,000円を追加して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ48億1,328万1,000円となるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

議案第31号 平成28年度美深町一般会計補正予算（第3号）平成28年度美深町一

般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第31号の説明を終わります。

◎日程第14 報告第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 報告第4号を議題といたします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果について報告をいただきます。まず総務住民常任委員会。

9番 齋藤君。

○9番（齋藤和信君） 所管事務調査報告をいたします。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告するものであります。調査事項につきましては皆さんのお手元に配ってありますように、美深町の衛生事業における現状と課題ということで、埋立処分場の延命について、リサイクルセンターの現状と課題について、そして旧焼却炉である廃炉にしている旧焼却炉の解体について。この3項目におきまして5月16日、聞き取り調査と現地調査を行ないました。調査のまとめといたしまして、埋立処分場の延命については一般廃棄物処分場が当初、許可計画での埋め立て容量は8万5,500立方メートルでありましたが、許容期間の平成29年度まで延命するため、埋立高のかさ上げ変更により、現状が9万1,548立方メートルに容量を増やし措置を講じて現在に至っているということで、平成27年11月1日に実施しました概算残容量は5,709立方メートルとなっており、平成30年3月末まで受け入れをしても年間1,200立方メートルくらいの受け入れですので、受け入れをしても処分場は維持できるという推定がされております。引き続き、利用者の理解と協力により、分別を徹底し、埋め立てゴミの減量に努め、確実なものにする必要がある。また平成30年4月より名寄市内に建設を進めている、名寄地区一般廃棄物処理施設最終処分場で搬入することで収集運搬経費が増加する。これに伴う処分手数料の改正など、利用者負担が変わる場合は、早い時期に住民説明を行うべきである。また現在、有害鳥獣及び小動物の処理についても現状の埋立処分場で行っておりますが、平成30年4月以降の対応が心配されるので、受け入れ停止後の処理方法についても多角的に調査・研究をし、早い時期に方向づける必要があると委員会で調査をまとめております。また、2つ目のサイクルセンターの現状と課題については平成15年12月より稼働を始めた、旧天木の跡地の施設なのですけれども、現在、事業委託を社会福祉法人美深福祉会に委託し、資源物収集実績過去3年において調べて、年間ビン類は45トン、缶類は23トン、プラスチック類が85トン、

紙類が225トン、その他、蛍光灯・乾電池等で380トンがリサイクル法に乗っ取り、適正に処理されており、現場においても綺麗に整理整頓され、今後も事故等に留意し、適正な分別処理を行っていただきたいという調査のまとめを出しております。また、旧焼却炉の解体については、現場を視察したが廃炉後14年を経過している旧焼却炉の解体については、早い時期に財源を確保し、解体を行うべきであるという方向付けをしましたが、ただ、解体を行うまでには国・道などの管理等の指針に基づいて、環境問題や事故が起こらないように管理すべきであるとまとめております。以上で総務住民常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑がございましたら発言を願います。ありませんか。なければ終わります。次、産業教育常任委員会。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 産業教育常任委員会、所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により、報告します。調査事項、1、農業振興センターにおける6次産業化の取り組みについて。2、山村留学について。調査方法、聞き取り調査・現地視察。調査日、平成28年5月9日。農業振興センターにおける6次産業化の取り組みについて。調査の目的、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標、職業として選択できる魅力ある農業の実現の具体的計画等の中で6次化に向けた支援内容、支援の実績、今後の取り組みを調査するもの。調査の内容は報告書を一読ください。調査のまとめ、農業振興センターにおいて、加工し販売を行うことが可能になった旨の情報は、まだ全町に周知されておらず、農畜産加工品から新商品を開発することを前提にするならば、農業者に偏向するのではなく、一般町民に対しても発信が行われる必要がある。行政は、新商品の開発に関して、その動機を大切にしているが、同時に適切な助言が行われる体制も作られるべきである。6次産業化に関しては、特に研究・開発が先行していて販売先、消費者が明確になっていない。多様な視点から作られた新商品の需要と供給のリサーチをする中で、生産・加工・販売・市場調査・販売戦略等のスキームを確立し、6次産業化推進協議会における情報交換等の場面において、助言できる体制が求められる。また、施設内には整備が揃っているものの、開所時のものが多く、20年経過していることを踏まえ、計画的な更新が望まれる。2、山村留学について。調査の目的、山村留学について。親子住宅・ホスターホームの入居状況及び問い合わせの件数及び山村留学制度の継続に向けた取り組み等を調査するもの。調査の内容は、同じく一読ください。調査のまとめ、第5次総合計画では平成32年度に親子住宅整備事業として3,100万円を計画しているが、当初計画を先送りした形となってい

る。まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、具体的施策における生きる心、育てる教育を実践する山村留学の充実を位置づけている。戦略では、自然環境と調和した優良な居住環境の整備や子育て環境の充実を掲げており、仁宇布自治会が継続を求め保護者が入学を求めている。美深小学校、中学校の充実した校舎と比較し、安心・安全な教育環境とは言えない仁宇布小中学校の環境改善は急務である。山村留学の継続に関しては町税を使うのであるから全町的な議論が必要であるとの認識が示された。しかし、議論の方法具体的には示されず、時期も定められない状況にある。一刻も早い打開策の提示が求められる。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対して質疑を行います。ありませんか。なければ以上で報告を終わります。

◎日程第15 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議案調査のため、明日14日を休会としたいと思いますが、このように徹底してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って14日を休会とすることに決定を致しました。以上で、本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれで散会といたします。どうもご苦労様でした。

平成28年第2回定例会
美深町議会会議録
第2号（平成28年6月15日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第28号（行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部改正について）
- 第 3 議案第29号（美深町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 4 議案第30号（美深町保健師等人材確保条例の一部改正について）
- 第 5 議案第35号（工事請負契約の締結について）
- 第 6 議案第36号（工事請負契約の締結について）
- 第 7 議案第31号（平成28年度美深町一般会計補正予算（第3号））
- 第 8 議員派遣の件
- 第 9 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出

◎出席議員（11名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 長岐和彦君 |
| 3番 和田健君 | 4番 中野勇治君 |
| 5番 荒川賢一君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 岩崎泰好君 | 8番 諸岡勇君 |
| 9番 齊藤和信君 | 10番 南和博君 |
| 11番 倉兼政彦君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	川端秀司君
農務課長	草野孝治君	建設水道課長	杉本力君
会計管理者	吉田克彦君	総務グループ主幹	小林一仙君
企画グループ主幹	中江勝規君	生活環境グループ主幹	後藤裕幸君
税務グループ主幹	山崎義典君	保健福祉グループ主幹	小野勇二君
農業グループ主幹	桜木健一君	建設林務グループ主幹	中林秀文君
水道住宅グループ主幹	南坂陽子君		

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	玉置一広君	教育グループ主幹	大堀裕康君
幼児センター長	藤原裕子君		

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎敬雄君	事務局長	草野孝治君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

事務局長	羽野保則君
------	-------

◎議会事務局

事務局長	羽野保則君	事務局係長	神野勝彦君
------	-------	-------	-------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11人全員です。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） まず、日程第1 諸般の報告を事務局長からさせます。

羽野事務局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。追加議案について申し上げます。町側からはございません。議会側から議員派遣1件、承認1件が提出されており、本日の会議に付議しております。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第28号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第28号 行政不服審査法関連三法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

只今から、質疑を行います。ありませんか。別段、質疑がなければ終了いたします。

討論を行います。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第28号について採決を行います。

議案第28号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第28号については原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第29号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第29号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。質疑を行います。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 国保税の改正につきましては、今年度、限度額においては基礎課税分と後期高齢者支援金の分で2万円の引き上げがあったということでもあります。一方で、

軽減も額がアップした分で軽減がそれぞれされているということでもありますので、1つお伺いしたいのは、この条例改正をする前と改正後では収支どれだけの差があったのか。対象者が何人いて、金額の方は対象にこの2万円を掛ければ良いので、それぞれ掛ければよいのでしょうかけれども、増減、対象者、いくらあったか教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君） 只今のご質問ですけれども、まず、課税限度額のことと申し上げたいと思います。変更前、変更後によって限度額の対象世帯、35世帯から31世帯。これは平成27年度ベースの所得で計算した部分でございますけれども、4世帯ほど限度額の対象世帯が減少するということになります。ただ、税額全体の関係で行きますと120万円ほど課税額が増加するというような状況になってございます。もう1点、軽減判定所得の方なのですけれども、こちらの方の対象の部分は2割軽減で1世帯が対象となりまして、軽減額が2万3,000円ほどとなっております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 4番 中野君。

○4番（中野勇治君） ありがとうございます。それで3月の議会で国保税の予算を決定したわけですが、それに対して、見込みとしては歳入の部分で充分間に合うのかどうか、お知らせください。

○議長（倉兼政彦君） 山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君） 平成28年度の予算の方ですけれども、こちらの方については、税制改正によつての決定については国の国会の決定によるものですけれども、事前にこの分については予算の中で考慮して算出しておりますので、対応できるという状態になってございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませつか。別段、なければこれにて質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第29号について採決をいたします。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第30号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第30号 美深町保健師等人材確保条例の一部改正についてを議題といたします。質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 何点かお聞きしたいのですが、まず改正の趣旨の中で、町内の保健師等の人材確保を図るためということで、これは元々あります条例についても、目的のところでは同じ目的で書かれておられて、保健師等の等の部分ですね。これについて、今回の改正の中では、特に修学資金の貸付金額等については4条でもってこの等の部分で、保健師等の部分で1と2については金額のアップということであります。新しく設ける、就業一時金貸付の対象者にあっては、1と2と3の部分、条例の改正を盛り込んでいますが、ここで対象とするその対象者の中では、4までありまして、4の介護福祉士の部分が、今回の条例の中では条例改正の条項には乗っかってきていないということなのですが、この辺のことをまずは改正案に対象の中で、4の介護福祉士の案件については盛り込まなかったその理由というのが何なのかということと、今回の条例改正の原案を作成する過程においては、それらのことについては検討の課題になっていたのかということ。なっていたとしたら、それらを入れなかった理由が何であったのかということ。その点についてまずはお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今の質問であります。介護福祉士を就業一時金の対象としなかった理由という点につきましてですけれども、まず、この条例制定の検討の上では当然、議論をしている経過はございます。それでなぜ対象としなかったのかといいますと、町内の医療福祉関係施設、その辺の現場の職員数ですとか、有資格者の状況をまず確認してきております。その中で介護福祉士については、現在、介護職員の中でも介護職員全員で110名ほど町内に修業している状況でありますけれども、そのうち、半数以上の約67名が介護福祉士の資格を取得している状況でございます。そういう中で各施設の状況、お話等をお聞きした中で、現状では介護福祉士を緊急的に採用するという計画と言いますか、要望が今のところはなかったという状況がございましたので、そういうことを考えますと、現在緊急的に不足している看護師と保健師という部分をまず、この就業一時金の対象として、提案させていただいているところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 1つ、考えなければならない事は、条例そのものの中で、今、現実的に保健師さんと看護師さんが非常に町内の中で不足しているという事態であって、介

護福祉士については充足されているというご答弁だったと思いますが、この条例案の保健師等の人材確保のために、これは条例ですから、現状も大事なのだらうと思うのですけれども、将来的に、現実やはり今、介護に担当される方々110名ほどおられるということをお聞きしたのですけれども、施設によっては、職員が足りなくて実際に受け入れることができない施設もお聞きしています。そのためには、やはり介護職員をもっと増やす必要があるという観点からすると、将来的には今の介護福祉士の制度も国の認定制度に移り変わるような仕組みに今後なろうとしている中で、条例に先んじてこの条例で同じような条件でしっかり働いてもらって、この街に定住をして介護に従事してもらおうという部分にあっては、やはり必要なのではないかと思うのですが、今、出てきた条例ですから、これについては議論のあれかもしれないのですけれども、将来的にこの条例のことについては、それらについての考え方はどうようになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 介護福祉士については、各事業所それぞれご努力されている中で、充分確保されてきているのかなと思っておりますし、この条例、平成23年の改正でこの介護福祉士が追加されたというところで行けば、その時点で介護福祉士の将来的な人材確保という部分では、この提案が、条例が制定されているのかなと思っております。国の制度あるいは介護報酬の中で、有資格者を採用している場合に、介護報酬の中での加算額というのもございますので、そういう部分を活用した中で、事業所での努力もされてきているのかなと考えております。この部分の金額的な増額については、現状は、町の負担も伴いますので、現状そのままという考えで提案とさせていただきます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 1番、私はこのところでやはりその就業一時金の関係で、同じ条例の中で、不公正というか平等という事は言いませんが、不公正な部分が生まれてくるのではないかと。同じ条例の中で保健師等という形で4つの職域について、この条例は指しているのですから、その辺の不公正の部分というのを今後の問題として、需要が逼迫して人が足りないということではないのかもしれないけれども、将来的にやはり介護の部分は必要な部分として多くの人たちに働いてもらう環境を作っていかなければならない部分では、将来的に、この条例をしっかりと充実したものに組み立てていくことのあるかどうかだけお聞きして、最後にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 町の行政として、そこをどう将来的に考えていくかということ

でありますけれども、今回の改正で特に保健師・看護師、非常に不足をしていると。これは町民一人、一人の健康管理に充分関係があるということをごさいます、町としても看過できない問題であるということと、もう一つはやはり厚生病院の赤字、これらについてもやはり医療スタッフが不足しているというところにひとつの起因がある、と町も理解した上で厚生連でもこういった制度を持って、なんとか医療スタッフを確保しようというような努力をされておりますが、やはり町としても、美深町としても、大きな救急病院でありますので、こういったところの行政としてのこ入れをしていかなければならないと。そういった立場に立っての今回の提案であるということをご理解をいただきたいと思ひます。ただ、介護福祉士というか介護職員ですね。資格の持たない方、いわゆる旧ヘルパー制度の資格を持っていたり、あるいは介護の研修を受けたりと。こういった職員が不足しているという事は事実としてあるだろうと思ひます。しかし、こういった資格者の部分については、社会福祉協議会の中で要請もしておりますし、これに対して、町も一定の財政的な支援も行っているという事実もごさいます。それと、やはり何よりもこれらの介護職員が不足するという背景に国の介護制度、制度的な問題があるのだろうと思ひますし、さらに、それぞれの事業所の努力もしていきたいと。その上で行政として、きちんと支援をしていく。そういった職員を確保していくためには、こういった条例の中でしっかり唱っていくのだということが必要であるということであれば、その時点でしっかりと議論をしてやっていきたい。現状においては、まだまだ国の制度を充足させていくということが先決ではないかなと思ひますので、職員が不足していて、なかなかキャパはあるのだけれども介護が充分できないと、そういった事業所があるということは充分、承知しておりますけれども、やはり現状ではまず、本当に僅々の課題として看護師・保健師を優先したいということでありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（倉兼政彦君） ほかに、10番 南君。

○10番（南 和博君） 関連的な質問になりますけれども、今回の条例の一部改正については、大枠としては反対するものはないのですが、根本的に今回4万円、5万円とか就業一時金60万円、こころの数字の根拠と申しますか、どういう視点でこの金額にしたのか。それから、この喫緊の課題、今、副町長からもあったように、そういうことで今回一部改正ですけれども、そういう喫緊の課題の中に置いて、このぐらいの人材確保の対策で良いのかどうか。その辺の議論がどういう経過があったのか伺いたいと思ひます。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 金額の設定につきましては、やはり管内の実施の市町村、あるいは全道的に実施している市町村がごさいますので、その辺を参考にさせ

ていただいております。ただ、先程、副町長からもありましたけれども、厚生連ですとか道にも同じ制度がございますので、その辺の金額も考慮した中で、修学一時金については5万円ということで、5万円は修学貸付金ですね。就業一時金につきましては、こちら全道でも7町村しか現在、条例等を持っているところがないと私は押さえているのですが、その中で、多いところは100万円というところもございます。ただ、そういう町村につきましては、やはり地理的な条件が非常に悪いところかなと捉えていますので、そういうことを考えますとあまり突出した金額にすると、逆に何か別の悪いイメージも与えてしまうのではという心配も担当の方では考えております。その中で平均的といいますと、今のご意見に反してしまうかもしれませんが、一定の支援の金額としては妥当かなということで設定させていただいております。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 反論したくなるような答弁かなと思うのですが、近隣がこの程度だから、うちの町もこの程度、それで確保できますか。そういうことにはならないと思うのです。地理的な部分の自治体は高いと言いますが、悪いイメージもあるようなお話も今、ありましたけれども、そこはきちり説明すれば解決する問題ですから。やはり喫緊の課題ということであれば、もう少し思い切った対策も必要ではなかったのかと。周りに合わせるといって、確保できますか。そういうことでは、うまくいかないで今回はこの改正で様子を見て、その後第2弾、第3弾というのを考えていくのか。それとも金額だけではなく、他の部分の支援策というのも引き出しとして持っているかどうか。その辺も再度伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 貸付金・一時金、それぞれ平均的な金額に近いわけですが、市町村によっては、どちらか片方の支援しか受けられないという定めになっております。ただ、今回の改正では、美深町の改正では、両方を対象としますということになりますので、トータルしますと保健師の場合、通常4年就学することになると思うのですが、年間60万円の貸付金。それが4年で240万円、プラス就業一時金で60万円ということで、合計300万円になるわけでありまして。その合計金額で行きますと、他の町村よりは上のほうに値するのかなと考えております。この金額だけの問題ではなくて、就業した後、定住していただけるということを考えれば、その後の職場環境ですとか、仕事の内容的にも改善するべきところはあるのかなと思っております。その点については、平成27年度に健康管理システムという部分で、ある程度、合理化できる部分も見込みができておりますので、そういう中でPRしていければ良いかなと考えており

ます。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 先程、副町長からも若干、答弁の中にあっただけですけれども、近年、見ていますと保健師・看護師、離職する方が美深町においては多いイメージがあります。それは今回、こういう経済面で支援しようということですが、基本的に、受け入れ側の施設、町で言えば保健センター・包括支援センター、また厚生病院の体制整備という部分の努力が僕は少し足りないところがあるのがこういう結果になっているのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の体制整備なり、特に厚生病院に対しての努力を惜しまずするというそういうものの言い方も必要ではないかと思うのですけれども、その辺は、僕は少し足りないのではないかと思うのですが、その辺の考え方、理事者のほうになると思いますけれども、答弁いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 率直なご意見があったなと思っています。これはそのとおり受け取りながらそういう事を病院なり、保健センター諸々と相談をしていきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第30号について採決を行います。

議案第30号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第30号については原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第35号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 議案第35号の工事締結に関しまして、おそらく新設なものが出てきた後、切り替えて既存のものが新しいものに切り替わる工事になるかと思うのですけれども、この場合の工事費の中に古くなった方の設備の処分等は含まれているのかどうな

のか。この点1点お伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 南坂水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（南坂陽子君） この中に、古い排水口の撤去費ですとかは含んでおりません。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでありますと、この部分に関しては、後でまた処分に対しての計画が上がってくるという形で良いのか。それともそのまま残していくことになるのか、その辺どうなのでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 南坂水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（南坂陽子君） 古い方につきましては、そのまま水を抜いて置いておきます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） そのとおりなのでしょうけれども、施設としてはそのまま、解体するとかそういう方法は取らないで、現状のままそのまま推移すると。この間の所管調査の中でも、現状としては焼却炉の方が解体することを考えていながら、実際は後になってやったときに、どのように財源が必要になるかということが問題として残ることがあったものですから。もし解体しなければならないものであれば、何とか手を打たなければならないでしょうけれども、地中の中なので、とりあえず使わない施設とは言え、そのままの状況で問題ないという判断の下で残っていくのであれば、今後それに関しては余計な管理ですとか出費がかさむようなことにはならないのであれば、それはそれでよいのですけれどもそのような形で理解して大丈夫なのかどうか最後に1点お伺いします。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 現在、使っている施設については、水道住宅グループ主幹が言ったように残すような考えであります。施設的には焼却炉と違って、それを現狀的に残したら環境的に問題があるという施設ではありません。水道ですので何かあった時のバックアップとしても、今のところ保存しておいたほうが良いのではという考えの下で今のまま置いておくということでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第35号について採決を行います。

議案第 35 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。したがって議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 36 号

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第 6 議案第 36 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。別段なければ質疑を終了いたします。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 討論なしと認めます。これから議案第 36 号について採決を行います。

議案第 36 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。したがって議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 31 号

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第 7 議案第 31 号について質疑を行います。

7 番 岩崎君。

○7 番(岩崎泰好君) 第 7 款、商工費の第 4 項、美深アイランド管理費の 1 の 15 節、工事請負費について。びふか温泉のパッケージ型消火施設設置工事請負費ということで予算が計上されておりますが、現状の消化器、防火の部分で体制がどうであるのか。それにどのような不備があって、これらの更新をするのか。またこのパッケージ型消火施設と言うのですか、それについてはどのような内容であってどのような機能を備えてお客様の安全を確保しようとしているのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長(倉兼政彦君) 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹(中江勝規君) ご質問のびふか温泉のパッケージ型消火設備の関係なのですけれども、現状の部分についてはびふか温泉が昭和 55 年に建設をして、その後お風呂の浴槽の部分ですとか、高齢者センターと繋いで増築等を含めて現在まで来ているのですけれども、少し入り組んできている部分もあって、現状消化器だけで何かあった場合は対応をしているということで、この間特段大きなものはなかったのですけれども、今

後、利用客の安全を図るために、パッケージ型いわゆる消火栓に代わるものなのですが、そういったものの設置をして、より安全を確保していこうというもので、今回、提案をするものでございます。このパッケージ型消火設備なのですが、消火栓に代わるものということで、基本的には消化器の大きなものと考えて頂ければ良いかと思えます。1機あたり80リットル程度の消火材が入っているもので、ホースについては20メートル程度伸びるホースがついておりまして、それを本館の方に全体8機、設置をして対応していくというものでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今まで、これらの消化器を使うようなことが無かったという事は非常に歓迎すべきことだと思いますが、これに関して、今までの温泉のこの施設の中で安全対策として、これらの消化器等を使って、それらを実施していたのか。例えば、新たにホースのついたものということですから、イメージとしては何となく分かるのですが、これらについて、しっかりいざという時の防火の対応といたしますか、対策といたしますか、その辺の仕組みをどのようにしようとしているのか、その辺を伺いたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） これまでの部分については、防火管理者を設置して、防火訓練等も職員等で行ないながら対応してきております。今回、設置するパッケージ型消火設備についても、設置した段階では、それぞれ使用方法等また緊急時の体制を防火管理者も含めて協議をして、体制を組んで、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 8款、土木費の中で恩根内市街地、木質バイオマスプラントの導入の設計委託ということが今回入っていますけれども、先ほど住宅の入札の中で1つ決定したところでありますけれども、このバイオマスを導入することによってどのくらいのを対象として恩根内地区で展開していこうというのか。当然、先ほどの住宅のほうも対象として考えているのではないのかなと思うのですが、その辺の具体的にどういう構想の下に設計・委託をかけるのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 南坂水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（南坂陽子君） この450万円の設計ですが、これにつきましては、3施設を予定しております。住宅、センタープラザ、あと、消防の施設ですね。そこを予定しています。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） よく聞き取れなかったのですけれども、要するに、センタープラザ周辺の3施設のみということで、それを他に広げるといふ展開は考えているのか。そもそもそれ以外は考えていないのか、どうなのかもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 今ほど言った、先ほど提案させていただいた恩根内の住宅、センタープラザ、そして消防署と3施設の部分と、プラントの設計費でございませけれども、全体的な恩根内市街地の検討もしたのですけれども、一戸、一戸の距離が離れているものですから、かなり配管等の費用もかさむということで、費用対効果的には全体を考えるには難しいだろうということで、1番、熱量を必要としているのがこの3施設なものですから、それらをやることによって、効率のよい町内の循環型エネルギーを構築していきたいということで考えております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 一応、町関係の3施設のみということになりますけれども、例えば今後、その付近でそういうものを使って何かを例えば利用した形でのものを建築するとか、そこに来て何かを利用できないかという話が出たときには対応できるようにはなるのかならないのか。今は、地理的な関係でその3施設ということですが、その近辺で何か利用したいという話ができるときには対応できるような施設になるのか。あくまでも3施設のみということになるのか最後にお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 今のバイオマスプラントの容量については、この3施設の熱量を調査した結果のプラントの規模でありますので、近隣に大きな施設が建ったとしても、今のプラントの方からの供給は難しいということになります。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 確認なのですけれども、恩根内の旧プールのチョウザメの養殖場があるのですけれども、このバイオマスの計画の時に、そちらのほうも含まれているような記憶があるのですが、その確認したいのですがどうなのですか。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 最終のこの実施については、含まれているという形ではなく、検討段階ではプールも含めて全体の熱量を調査して、概算の工事費を出しまして、やったということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1 番 小口君。

○1 番（小口英治君） これは設計・委託ですから、いつやるかはわからないのですが、予定だけ聞きたいのですが、聞きたいという事はびふか温泉のバイオマスのボイラーも現況、なかなか今、燃料費の重油等は低額になっていると。木質の方は単価的に高いと。そういうようなことの話も聞いていますけれども、そこら辺の燃料費のコストの面で、将来的に先ほど言ったとおり、設計委託ですから良いのですけれども、そこら辺の構想はどのように考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 確かに、今は化石燃料の底値状態で、若干、バイオマスのチップの方が高く、熱量の発生率の値からいっても若干高くなっております。しかしながら町内で循環する新エネルギービジョンを立てて、この温泉のバイオマスボイラー、恩根内のバイオマスボイラーを進めております。そうした中で1番大きいのは、化石燃料を取ったときにほぼ全額なのですけれども、町外からの配給になり当然お金の循環も町外に出て行きます。しかしながら、美深の木を切って美深でチップ化して運搬していくということになれば当然その全てが美深町内で循環するお金となってきます。そうしたときのトータルの費用からいくと全体のコストとか、トータルの費用からいくと、充分対応できるという判断の下でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。なければ質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第31号について採決を行います。

議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議員派遣の件

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。会議規則第122条の規定によって、お手元に配布のとおり議員に派遣を承認したいと思いますがお異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は承認と決定いたしました。

◎日程第9 承認第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会から、お手元に配布の調査項目について閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出のとおり承認したいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定いたしました。

これで本定例会に付議された案件の一切が終了致しました。会議を閉じます。これで平成28年第2回美深町議会定例会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 兼 政 彦

署名議員 小 口 英 治

署名議員 長 岐 和 彦